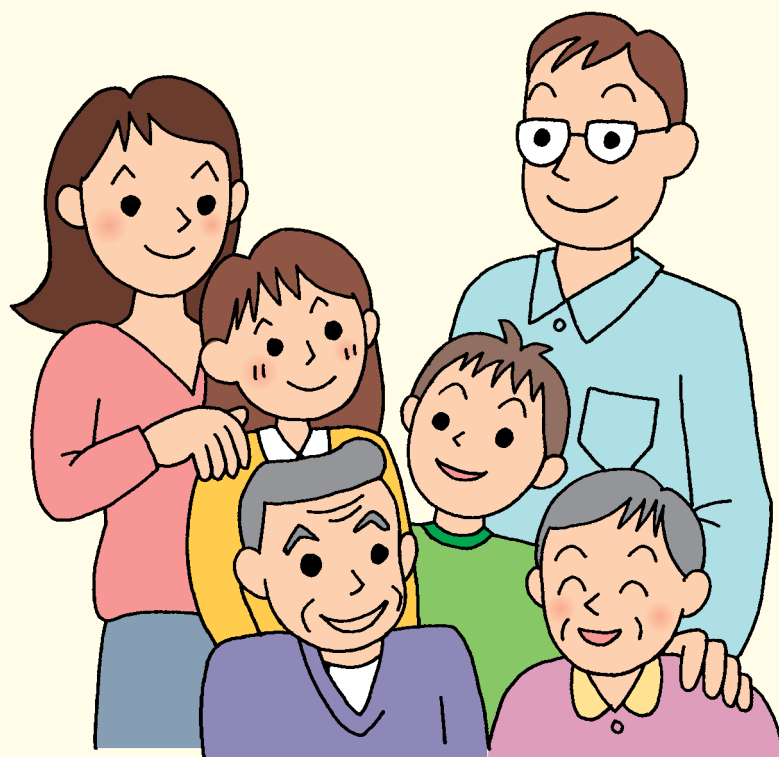


# おたがいさまプラン

鎌ヶ谷市地域福祉活動計画

鎌ヶ谷 安心と互助のまちづくり



平成18年4月

社会福祉法人

鎌ヶ谷市社会福祉協議会



## ———— 策定にあたり ————

社会福祉に関する考えが大きく変わってきました。平成12年に改正された「社会福祉法」では、「地域福祉の推進」が福祉サービスの基本理念としてはじめて明文化されました。個人が尊厳をもって、身近な地域で、その人らしい生活を送れるように支援することを社会福祉の理念ととらえ、サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立や個人の多様な需要への地域での総合的な支援、信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保など、7項目にわたる基本的方向を示すとともに理念の具現化を求めています。

一方、同法は地域福祉を推進するにあたり、市町村社会福祉協議会を地域福祉推進のための中心的な団体と位置付けました。

鎌ケ谷市社会福祉協議会は、平成17年3月に鎌ケ谷市が地域福祉を進めていくための指針として策定した「鎌ケ谷市地域福祉計画」の理念を具体化していくために、市民、市民活動団体、ボランティア・ボランティア団体、NPO法人、福祉施設など地域で活動する多くの団体等の協力を得ながら「鎌ケ谷市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

鎌ケ谷市社会福祉協議会では、すでに平成7年度に第1次の「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、第2次の計画となる今回の地域福祉活動計画では、策定にあたって、鎌ケ谷市社会福祉協議会の事業計画にとどまらず、市民やボランティア団体、NPO法人、福祉施設などが、今後何ができるかを、それぞれの活動内容に合わせ年次別の活動・行動計画を定めていただきました。近隣関係が希薄になっている今こそ、互助文化の創造に努めてまいりたいと考えております。また、この計画書は、ご覧いただいた市民の方々に今後の活動の概要がイメージできるように配慮いたしております。

さらに、鎌ケ谷市社会福祉協議会の取り組み目標では、参加していただける誰もが活動を行うことができるように具体的内容を示しております。本活動計画に取り組むにあたり、これまで以上に皆様方と協働して進めていきたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画書の策定にあたり、ご協力をいただいた策定委員・作業部会員の皆様、地区懇談会等にご参加いただきました多くの市民の皆様に心より御礼を申し上げます。

平成18年3月

社会福祉法人 鎌ケ谷市社会福祉協議会  
会 長 鈴 木 秀 承

## ———— 策定によせて ————

このたび、鎌ヶ谷市地域福祉活動計画が、鎌ヶ谷市社会福祉協議会並びに関係者の皆様のご尽力により策定されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

また、社会福祉協議会におかれましては、日頃から地区社会福祉協議会、福祉関係団体及びボランティア団体等との連携のもと、ふれあい、見守り、支えあい活動を始めた地域福祉活動に積極的にお取り組みいただき、あらためて厚く御礼申し上げます。

さて、超少子高齢社会の到来や核家族化・近隣関係の希薄化の進行などを背景とした生活様式の変化は、これまでの地域社会のあり方にも大きな影響をもたらしてきました。

また、社会福祉制度も施設から在宅へと大きく転換され、地域の力が改めて問われてきています。

そのため、これからの福祉は、市民の皆様と行政が協働して進めていくことが大きな課題となっており、市では、平成17年3月に行政計画としての鎌ヶ谷市地域福祉計画を策定したところです。

今回策定された活動計画は、この地域福祉計画と正に車の両輪の関係であり、市といたしましても福祉行政を推進する上で、誠に意義深いものであります。

どうか今後この活動計画をもとに、地域福祉推進の中核を担う社会福祉法人としてその特性を十二分に発揮され、関係団体や地域との連携により、住民と一体となった活動を展開されることをご期待申し上げますとともに、“福祉のまち鎌ヶ谷”の実現に向けご協力下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりご尽力いただきました関係者の皆様に深く敬意を表し、計画策定によせて、お祝いのことばとさせていただきます。

平成18年3月

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

## —— 活動計画アドバイザーの言葉 ——

社会のあり方が大きく変わりつつあります。特に、地方分権と規制緩和によって、私たちの生活のスタイルや意識も変容が迫られています。

このような変革期では、高齢者、障がい者、児童などの弱い立場のものは、不安な気持ちや焦燥感を持つこととなります。この不安を解消するためには、公的なサービスの充実が基本ですが、市民自身も「福祉のまちづくり活動」に参加することが求められます。この参加と活動の相乗効果によって、ほのぼのとした安心感による安生と安寧と安気を創造したいものです。

「ユヒ（結い）」という相互扶助の活動が最近まで鎌ヶ谷市にもありました。素朴な助け合い活動ですが、隣近所の見守り活動として再評価しなければならない活動です。ここでは、助けること、助けられることで、孤立した市民をなくし、見守り、見守られることで、役割を果たし合い、生きがいを持てることが大切です。

鎌ヶ谷市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に明記された公益性の高い民間団体です。市内には6カ所の地区社会福祉協議会があり、この地区社協は、社会福祉の住民自治組織としての機能を果たしています。

そのような中で、鎌ヶ谷市社協は、地域福祉活動計画を策定しました。この活動計画では、「安心づくり計画」として暮らしを支援する視点を重視しています。安心して子どもを産み、育て、安心して老いることができる鎌ヶ谷市にしたいものです。そのためには、行政サービスにだけ依存しても安心感を基盤とした福祉のまちはつくれません。市民一人ひとりが参加して、ボランティア活動や近隣の相互支援活動による支え合い活動が大切です。

この活動計画では、平成18年度から22年度までの5年間を実施期間とし、鎌ヶ谷市の行政計画である地域福祉計画と連携して、社協の活動計画として進めるものです。社協は、市民と行政との間にあって、潤滑油としての役割を果たします。行政と協働する住民参加の計画として活動に取り組むこととなります。

平成18年3月

鎌ヶ谷市地域福祉活動計画アドバイザー  
青森県立保健大学社会福祉学科  
教授 渡邊 洋一

## —— 互助文化の創造（お互い様と声をかけあう） ——

誰もが安心して心を豊かに暮らせる地域社会は、「お互い様の気持ち」と互助的な（結いや講による相互扶助）活動が基本になります。以前は、当たり前のことであった「地域のしきたり・ならわし」は、大切な地域社会の安心の絆でしたが、現在は失われてきています。戦後の高度成長は、行政の責任だけを問い、地域のしきたり・ならわしを余計なこととしてきたようです。一方では、市民が鎌ヶ谷市の地域社会に住む責任（ゴミ出し、自治会に参加すること等）を敬遠する考え方も増えてきました。

社協は、このような状況にあって、地域の絆づくりや互助活動を再興したいと考えました。そのためには、公的責任を「公助の確立」をすることとあわせて、市民自身の活動参加責任を担う「互助の文化」の醸成を提案します。

公助・・・共助・・・互助の文化・・・自助

公助は、税金を財源とする行政サービスです。この公助は、市民のセーフティネットとして公的な責任を担保とするものです。一方、自助は、個人や家族が暮らすための自分たちの責任です。この自助による自立生活が困難になったとき、これまでは公助に依存してきました。しかし、福祉社会を構築するためには、「公助」だけではなく、共益を図る「共助の構築」が求められています。具体的には、NPO活動など市民活動に期待されています。

しかも、私たちの生活は、隣近所の気配りや、助け合いによって「安心感」を自然に醸し出しています。この隣近所の活動を「互助」と呼びたいと思います。この互助の活動をより豊かにすることで、互助の文化を鎌ヶ谷市に広めたいと思います。また、この互助の文化は、隣近所の助け合いだけでは成立しません。それは、気軽に寄付をできるような環境を整備する必要があります。たとえば、社協活動は、英国に始まっていますが、英国でも、社協の会費と募金が活動資金となっています。

この募金活動は、手づくりの福祉活動には不可欠なものです。安心感は、この手づくりの福祉活動によって豊かなものとなります。税金だけでは、限界があるので、この活動計画では、互助の文化を隣近所の助け合い活動と募金活動によってつくられるものと考えました。もちろん、第一義的な責任は、行政にあることは当然です。しかし、手づくりの福祉活動に着目すると、この手づくりの活動には、素朴な安心感があり、その活動に参加し合うことで生き甲斐を創造できます。元気で安心した暮らしは、この手づくりの活動を豊かにすることです。鎌ヶ谷市民が参加する互助の文化を、この活動計画の基本にすることとしました。



# 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画 目次

策定にあたり  
策定によせて  
活動計画アドバイザーの言葉  
互助文化の創造（お互い様と声をかけあう）

## （総論）

### 第1章 地域福祉活動計画とは

1 地域福祉の意味を考えよう	1
2 地域福祉活動計画で目指すもの	2
3 活動計画の実施期間	2
4 地域福祉を取り巻く環境等の変化	2
5 策定委員会・作業部会と活動計画アドバイザー	4
6 地域福祉計画と地域福祉活動計画	5
7 活動計画における地域福祉の課題	6
8 活動計画の進行管理	8
9 活動計画の構成	8
10 活動計画における福祉施策の体系図	9

### 第2章 鎌ヶ谷市の現状と地域福祉の課題

1 鎌ヶ谷市の現状	10
2 鎌ヶ谷市における福祉関係団体の現状	11
3 地域福祉計画にみる地域福祉の現状と課題	13
課題1) 地域での支え合いの促進	13
課題2) 高齢者や障がい者に対する正しい理解の促進	14
課題3) 気軽に助け合える意識づくり	14
課題4) 地域のふれあいの促進	15
課題5) 災害時の要援護者への支援	15
課題6) ボランティア活動の促進	15
課題7) 関係団体の連携	16
課題8) 保健福祉情報の充実	16
課題9) 相談窓口の充実	16
4 社協にみる地域福祉の課題	17
課題1) 互助文化の創造	17
課題2) 福祉教育（福祉共育）の促進	17

## （各論）

### 第3章 実施計画（課題解決に向け）

第1節 基本理念	18
----------	----

1	計画づくりで基本においた考え方	18
<b>第2節</b>	<b>社協の取り組み</b>	19
	社協の取り組み1	20
	誰もが安心して生活できる仕組みをつくっていきます	
	社協の取り組み2	21
	(仮称)「地域支え合いセンター」の設置に向け努力していきます	
	社協の取り組み3	22
	子どもの頃から地域活動や福祉活動に参加できる環境をつくって いきます	
	社協の取り組み4	23
	市民一人ひとりが福祉への理解を深めていきます	
	社協の取り組み5	24
	地域の福祉課題の把握に努めていきます	
	社協の取り組み6	25
	さまざまなボランティア活動、市民活動を推進していきます	
	社協の取り組み7	26
	災害ボランティアの養成に力を注いでいきます	
	社協の取り組み8	27
	(仮称)「災害ボランティア基金」を創設していきます	
	社協の取り組み9	27
	社協の体制の強化に努めていきます	
<b>第3節</b>	<b>地区社協の取り組み</b>	28
1	社協と地区社協の関係	28
2	地区社協	28
3	地区社協の共通取り組み	29
①	多種・多様な団体・個人の連携を進めていきます	29
②	地域活動や福祉にふれられる環境をつくっていきます	30
③	ボランティア活動、市民活動を推進していきます	30
④	身近な地域で福祉活動を推進していきます	30
⑤	あいさつ運動を推進していきます	31
4	各委員会の取り組み	32
<b>第4節</b>	<b>各種団体等の取り組み</b>	35
1	ボランティアセンター登録団体	35
2	福祉施設	59
3	福祉NPO法人	63
4	当事者団体	69
5	その他	72
<b>資 料</b>		
1	鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	74
2	鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	75
3	鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会作業部会員名簿	76







## (総論) 第1章 地域福祉活動計画とは

### 1 地域福祉の意味を考えよう

---

地域福祉とは、家族や友人と一緒に普通の暮らしをすることです。そのために、行政が第一義的な責任（税金による福祉政策など）を果たすことは当然ですが、隣近所の見守り活動やボランティア活動による「互助活動」を豊かなものにする必要があります。

たとえば、地域福祉について、ひとり暮らしのお年寄りと地域住民とのかかわりから考えてみましょう。

ひとり暮らしをするそのお年寄りには、これまでも近所の人たちが食事の世話など、身の回りの世話を行ってきましたが、最近になって、身体の不自由さや、火の使い方などから危うさがうかがえるようになりました。

近所の人たちも、常に見守っているわけにもいかず、出火することが一番の心配ごとでした。近所の人たちは施設に入るよう勧めますが、お年寄りの思いは住み慣れたこの地で最後の時を迎えたいというのです。民生委員・児童委員や地区ふれあい員はその思いに理解を示しますが、近所の人たちは火事になって類焼することを懸念しています。行政も身寄りを探し出し引き取ってもらうか、施設への入所を勧める程度のことしかできない状況です。

このお年寄りには、住み慣れたこの地域で住み続けたいという強い思いがあります。そしてその思いは当然のこととして尊重されるべきものです。住み続けたいという思いを無視して施設に入れることはできません。ただし、このまま放置しておいても問題の解決にはなりません。

この事例は、生活上の問題を抱えた人と近所の人たちがともに地域の中で、安心してその人らしく生きがいをもって、生活していけるようにするにはどうしたらいいのかを考えるよい契機であるといえます。その方法を探し出し、その実現を目指していくのが地域福祉のはじまりです。

「社会福祉法」は、住み慣れた地域で、誰もがその人らしく、安心して充実した生活を送れるような福祉社会の実現を目指しています。民間事業者や関係団体を含め、市民、行政、社会福祉協議会が連携・協働して、保健・医療・福祉サービスの総合的な整備を進めることが必要となります。

このような福祉社会の実現を目指す「住民参加と行動」による地域を基盤とした、きめ細かな福祉を地域福祉といいます（「鎌ヶ谷市地域福祉計画ふくしサポートプラン21お知らせ版 P1」）。この計画書は、皆さんの身近な問題について考え、でき

る人ができることを行っていこうとするものです。

このようなことを受けて、鎌ヶ谷市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）は、民間の地域福祉を進める立場から、「安心と互助」のまちづくりを進めます。

## 2 地域福祉活動計画で目指すもの

---

私たち社協は、「社会福祉法」によって、地域福祉を推進する上で、中心的な団体であると定められ、市民と協働して地域福祉活動を進めていく民間の団体です。

今回、社協で策定する地域福祉活動計画（以下「活動計画」といいます。）は、鎌ヶ谷市に住んでいる市民一人ひとりの参加で、「地域福祉」をつくり上げていくことを目指しています。

地域福祉とは、先のお年寄りの例からもわかるとおり、誰もが、住み慣れた地域において、いきいきと自立した生活が送れるようにすることを目指し、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせて、ともに生き、ともに支え合う地域づくりを具体化していくものです。多くの市民が地域活動に参加できるような仕組みづくりとともに、21世紀を担う次世代へ、福祉教育（福祉共育）と福祉学習活動をとおして、世代間相互の理解の促進に努め、安心して過ごせる生活とまちづくりを目指していきます。

社協は、地域福祉を計画的に進めていく指針づくりのために、さまざまな団体や関係機関、市民の皆さんと協働して活動計画を策定しました。

## 3 活動計画の実施期間

---

社協では、第1次活動計画を平成7年5月に策定し、平成7年度から16年度にかけて実施してきました。

今回の計画は、第2次の活動計画にあたり、平成18年度から22年度までの5年間を実施期間としています。また、時代のニーズに合うよう計画は隔年で見直ししていく予定です。

## 4 地域福祉を取り巻く環境等の変化

---

第1次活動計画では、「市民がみんなボランティア」、「支えあい活かしあい笑顔あふれる地域社会」、「わたしも取り組む自立と参加」、「だれもが安心・在宅福祉」の4つを基本目標と定め、高齢社会が進行し、誰もが老後の問題に関心を持つと同時に、それを支え生活の豊かさを求めて、さまざまな人々の活動が展開されている社会を目指しました。その将来都市像は、「誰もが安心して生き生きと豊かに暮せるまち」でした。その活動の成果として、6地区社会福祉協議会（以下「地区社協」

といます。)活動の進展があり、在宅福祉活動やボランティア活動も盛んになってきました。この地区社協活動は、コミュニティエリアを単位とした「小地域活動」として期待をされています。まさに地区社協は「隣近所の支え合い」と「隣近所の見守り」の活動を担う住民主体の組織です。

最近では、少子・高齢化の進行や女性の社会進出、また経済の低迷によって、社会環境が大きく変化しています。また、人口減少社会を迎えており、それらの対策として福祉関連の法律改正も行われました。さらに、介護保険制度改革、障がい者支援費の改革など社会福祉基礎構造改革や年金、医療制度改革などの社会保障改革に取り組みがなされています。

### (関連法令等の改正)

- 平成10年12月 特定非営利活動促進法(NPO法)施行
- 平成11年10月 地域福祉権利擁護事業の開始
- 平成11年12月 ゴールドプラン21の策定
- 平成12年 4月 介護保険法施行
- 平成12年 6月 社会福祉法施行
- 平成13年11月 児童福祉法の改正
- 平成15年 4月 支援費制度施行
- 平成17年 6月 介護保険法の改正
- 平成17年11月 障害者自立支援法成立

### (環境等の変化)

- ① 地区社協活動やボランティアセンター活動などを通じ、地域住民の生活課題(誰もが住み慣れた地域に住み続けるためにはなど)や問題点(孤独死・自殺など)が明らかになってきました。
- ② 核家族化や少子・高齢化の進行は地域住民間のふれあいの機会を奪い、近隣関係を希薄なものとししました。支え合い活動を推進する上で、地域住民のふれあい対策が必要となってきました。
- ③ ボランティア活動や地域の支え合い活動が一部の人たちの行う活動であると思われていることから、誰もが自由に参加できる社会の仕組みづくりに向けた取り組みが必要となってきました。
- ④ われわれを取り巻く環境の変化によって、悩みや問題が複雑・多様化し、解決に向けた取り組みとして、複数の相談窓口の連携が必要となってきました。
- ⑤ ボランティア活動、市民活動、NPO活動など地域での活動が多様化してきたことにより、福祉活動を支えていくための枠組みづくりが必要となってきました。

今回の活動計画では、こうした背景を踏まえて策定にあたりました。

## 5 策定委員会・作業部会と活動計画アドバイザー

この活動計画策定のため社協内に、地域において福祉の推進のために活動されている人たちを中心に、「鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会」を発足させ、委員会の中にアンケート調査の実施や集計、地区懇談会の開催や資料作成などを行う「作業部会」を設置しました。また、計画書の実効性を検証するために「活動計画アドバイザー」を設置しました。

策定の作業は、平成17年4月から18年3月までの1年間を通じて行いました。

- ① 策定委員会の構成は、各種福祉団体関係者6名、当事者団体関係者3名、社会福祉事業関係者1名、NPO法人関係者1名、保健医療関係者1名、行政関係者1名、学校関係者1名、学識経験者1名、社協関係者3名の合計18名とし、計4回の策定委員会を開催しました。
- ② 作業部会の構成は、行政関係者1名、地区社協関係者6名、社協関係者5名の合計12名とし、計8回の作業部会を開催しました。
- ③ 「活動計画アドバイザー」の選任にあたっては、近隣市において活動計画策定にかかわった経歴を持ち、「地域福祉」を専門とする大学教授にお願いしました。

### 活動計画策定委員会

回	開催日	審議内容
1	平成17年 4月 2日	・策定委員会の設置について
2	平成17年 7月 22日	・福祉団体等アンケート中間報告 ・6地区懇談会中間報告
3	平成17年11月18日	・活動計画素案提出
4	平成18年 3月 1日	・活動計画策定



－策定委員会の様子－

### 作業部会

回	開催日	検討内容
1	平成17年 4月 13日	・作業部会の設置について
2	平成17年 5月 11日	・6地区懇談会開催について
3	平成17年 7月 20日	・6地区懇談会取りまとめについて
4	平成17年10月12日	・6地区社協活動計画作成について
5	平成17年10月28日	・活動計画素案の作成について①
6	平成17年11月 9日	・活動計画素案の作成について②
7	平成17年12月27日	・活動計画の作成について①
8	平成18年 1月 18日	・活動計画の作成について②



－作業部会の様子－

## 6 地域福祉計画と地域福祉活動計画

---

「社会福祉法」は地域福祉を進めるにあたり、「地域福祉計画」の策定を計画している市町村に対し、住民参加のもとで策定するよう求めています。

鎌ヶ谷市では「保健福祉部社会福祉課」が事務局となり、行政、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、当事者団体、社協などの参加のもとで平成16年度に「鎌ヶ谷市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」といいます。）」を策定し、平成17年度はじめに鎌ヶ谷市の地域福祉の将来像として市民に示しました。

今回、社協が中心になって活動計画を策定するにあたり、両者間には重なり合う部分が多いこと、また、両者間の調整・整合を図っていく必要があることから、活動計画の策定にあたっては、次の点に留意しました。

- 地域福祉計画の策定にあたっては、社協理事が策定委員として、また、社協職員は作業部会員として積極的ににかかわり情報の共有に努めました。
- 活動計画の策定にあたっては、保健福祉部職員が策定委員・作業部会員として積極的ににかかわり地域福祉計画との整合に努めました。

### 【社会福祉法】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 7 活動計画における地域福祉の課題

---

地域福祉計画では9つの福祉課題が明らかとなりました。これらは、日常生活を営む上で市民が感じている課題です。この9つの課題について市民一人ひとりに、また、地域福祉活動を行っている個人や団体等に、自分たちにはどのような活動ができるかを考えていただきました。地区懇談会ではワークショップ形式で議論をしていただき、さまざまなご意見をお聞きすることができました。活動計画の策定にあたり、市民のさまざまな意見を土台としていくためにこの地区懇談会を重視しました。そして、この地区懇談会などで出された意見をもとに社協（地区社協を含みます。）の課題を2つ設定しました。課題については、下記のとおりです。

### （地域福祉の課題）

- ① 地域での支え合いの促進
- ② 高齢者や障がい者に対する正しい理解の促進
- ③ 気軽に助け合える意識づくり
- ④ 地域のふれあいの促進
- ⑤ 災害時の要援護者への支援
- ⑥ ボランティア活動の促進
- ⑦ 関係団体の連携
- ⑧ 保健福祉情報の充実
- ⑨ 相談窓口の充実

### （社協の課題）

- ⑩ 互助文化の創造
- ⑪ 福祉教育（福祉共育）の促進

また、施設・医療機関及びその職員、ボランティアグループのメンバー、NPO法人、社協が開催した地区懇談会・研修会などへの参加者に対してアンケート調査を実施しました。各団体等には地域福祉を進めていく上での今後5年間の目標を明らかにしていただきました。

● 活動計画策定のための地区懇談会での調査

①対象者 各地区社協区域内にお住まいの方

②開催期間 平成17年6月23日～7月13日

地区	開催日	場所	参加者数(名)
中央地区	6月23日(木)	中央公民館	47
中央東地区	6月24日(金)	東初富公民館	47
東部地区	6月25日(土)	東部学習センター	58
北部地区	7月2日(土)	北部公民館	43
西部地区	7月2日(土)	くぬぎ山コミュニティセンター	36
南部地区	7月13日(水)	南部公民館	57
合計			288

● 活動計画策定のための各種団体へのアンケート調査

①調査対象 1) ボランティアセンター登録団体

2) 福祉施設

3) 福祉NPO法人

4) 当事者団体

5) その他

②調査依頼数 71団体

③調査期間 平成17年4月2日～4月22日

④調査方法 郵送発送・郵送回収法

NO	区分	依頼数	回答数	回収率
1	ボランティアセンター登録団体	48	48	
2	福祉施設	6	5	
3	福祉NPO法人	10	8	
4	当事者団体	5	5	
5	その他	2	2	
合計		71	68	95.8%

参考

鎌ヶ谷市が行った地域福祉計画策定のための調査

● 6地区及び青少年グループの懇談会 (延べ参加人数209名)

● 3会場で2回目の懇談会 (延べ参加人数96名)

● アンケート調査 (標本数) 鎌ヶ谷市民3,000名

有効回収数1,883名 (62.8%)



## 8 活動計画の進行管理

---

活動計画を策定しただけでは地域福祉の実現はありません。活動計画を進めていく中で、どの程度実施し、達成できたかを期間を定めて進行管理していく必要があります。

社協では、平成19年度に「(仮称)地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、活動計画の進行管理を行うこととしています。ここでは市民一人ひとりが、あるいは福祉事業者として取り組んできた内容について、発表の機会を設ける予定です。

また、社協が実施する事業についても進行管理の対象としていきます。

## 9 活動計画の構成

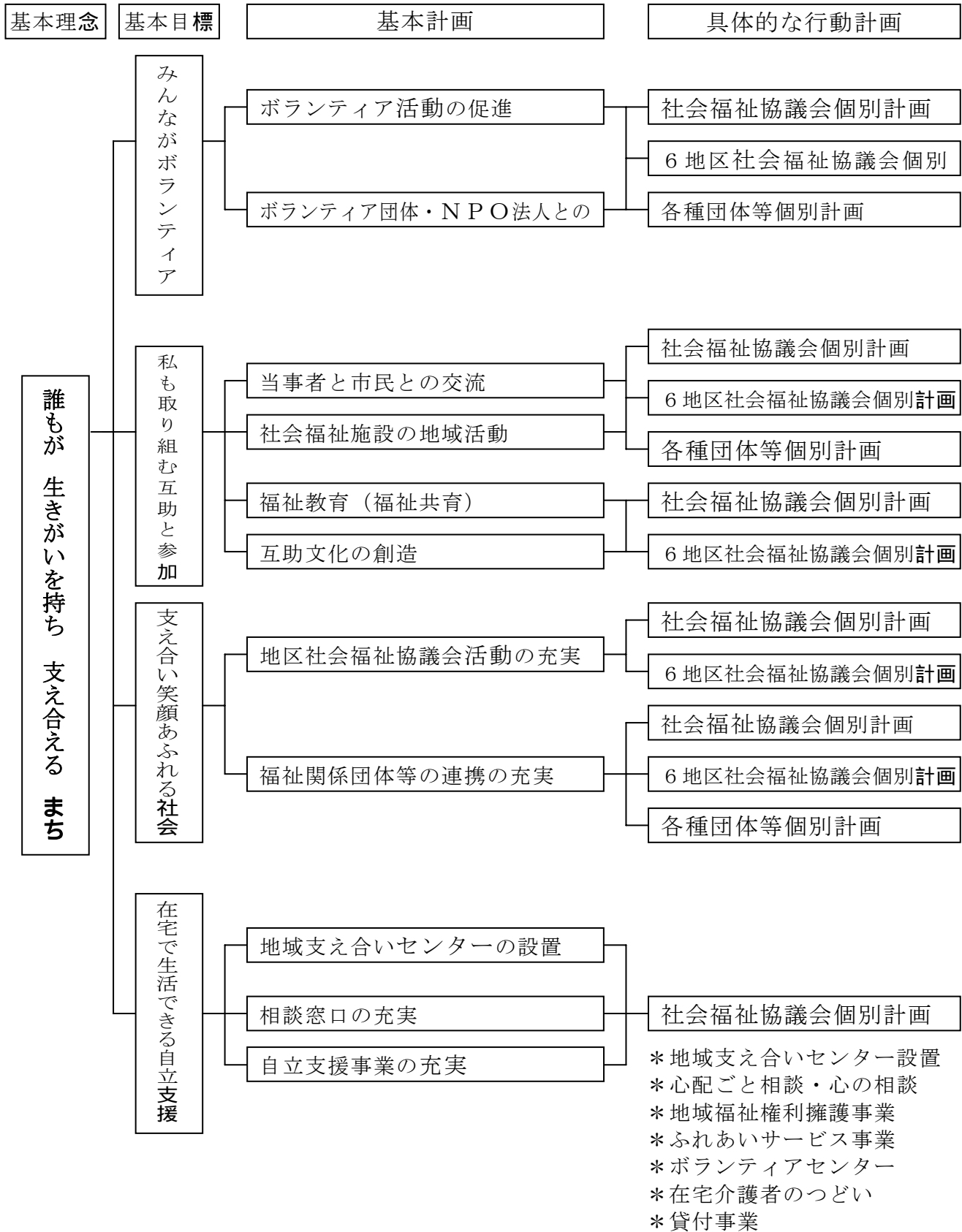
---

活動計画の策定にあたっては、まず地域福祉計画やアンケート結果などをもとに、「誰もが生きがいを持ち 支え合える まち」を地域福祉像として確認し、鎌ヶ谷市の現状、また、地域福祉の現状と問題点を分析して①～⑪の課題に整理しました。課題については第2章にまとめてあります。さらに、第3章には、その①～⑪の課題を解決していくために基本的な目標を設定し、その中で取り組むべき計画を定め、社協、地区社協、地域福祉活動を行っているそれぞれの団体等の取り組みを記しました。

－地区懇談会の様子－



# 10 活動計画における福祉施策の体系図





## 第2章 鎌ヶ谷市の現状と地域福祉の課題

### 1 鎌ヶ谷市の現状（鎌ヶ谷市都市計画マスタープランから）

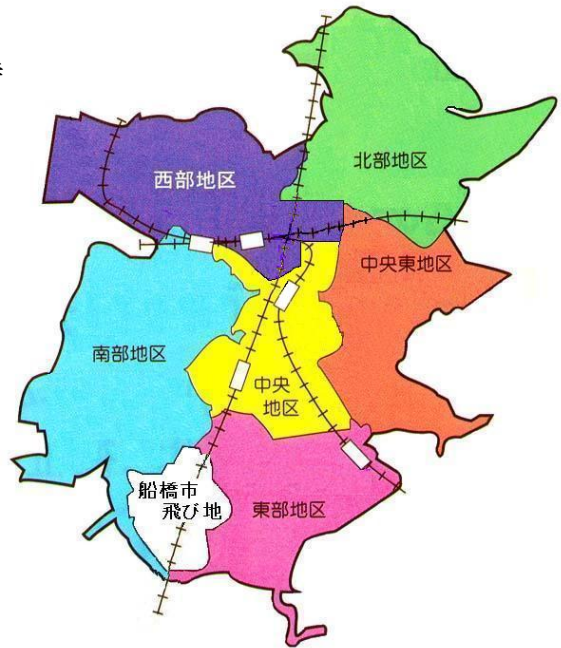
鎌ヶ谷市は、千葉県北西部の首都圏近郊整備地帯、東葛飾地区に属しています。都心から25km圏内にあり、鉄道による交通は約1時間という利便性を有しています。気候は比較的温暖であり、農耕にも居住にも好適な土地です。市民の定住志向は強く68.7%の人が今後も鎌ヶ谷市に住み続けたいとする意向を持っています（地域福祉計画アンケート結果から）。

人口は103,806人（平成17年12月31日現在 住民基本台帳人口）で、市域の面積は21.11km<sup>2</sup>です。

交通は、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、鉄道3路線（東武鉄道野田線、新京成電鉄線、北総鉄道線）の新鎌ヶ谷総合乗換駅があり、さらに将来は、東京10号線延伸新線（鉄道北千葉線）が整備される計画があつて、鉄道交通網の結節点として広域的にも重要な地区です。

鎌ヶ谷市では、これまで市民のさまざまな活動が有機的に結びついたコミュニティの形成を図るため、市域を6つ（中央・中央東・東部・西部・南部・北部）のコミュニティエリア（上図参照）に分けて施策を展開してきました。

その特色として、中央地区は、広域交流拠点としての新鎌ヶ谷駅周辺から南北に並んだ初富、東武鎌ヶ谷の各駅周辺が市の拠点的性格を持った都市軸を構成しています。中央東地区は、中心市街地の外周の低層住宅を中心とした市街地とまとまった農地や樹林が残る市街化調整区域が広がる地域です。東部地区は、鎌ヶ谷大仏、東武鎌ヶ谷、馬込沢の各駅周辺では、生産緑地等のまとまった農地が残る市街地を形成しています。西部地区は、市街地と大半が梨畑や野菜畑等を中心とした市街化調整区域が広がっています。南部地区は、北初富、馬込沢の各駅を中心とした市街地と大柏川、中沢川、根郷川沿いの谷津田や農地、樹林など豊かな自然環境を有する地域です。北部地区は、海上自衛隊下総航空基地を挟んで大津川沿いに谷津田や農地、樹林が広がる地域です。



## 2 鎌ヶ谷市における福祉関係団体の現状

### 1 鎌ヶ谷市社会福祉協議会

鎌ヶ谷市には昭和38年4月に社会福祉協議会がつくられ、社会福祉事業の関係者や、福祉に関心を持った人たちが参加・協力して地域のさまざまな福祉の問題について調査・協議し対策をたてて実行してきました。昭和44年10月に厚生大臣（現在の厚生労働大臣）から社会福祉法人としての認可を受け、同年11月に前身の「社会福祉法人鎌ヶ谷町社会福祉協議会」となりました。平成2年の社会福祉事業法の改正、平成12年の社会福祉事業法から社会福祉法へと法改正され、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核的な担い手として定められました。

#### 【社会福祉法】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

以下略



#### 《障害ということば》

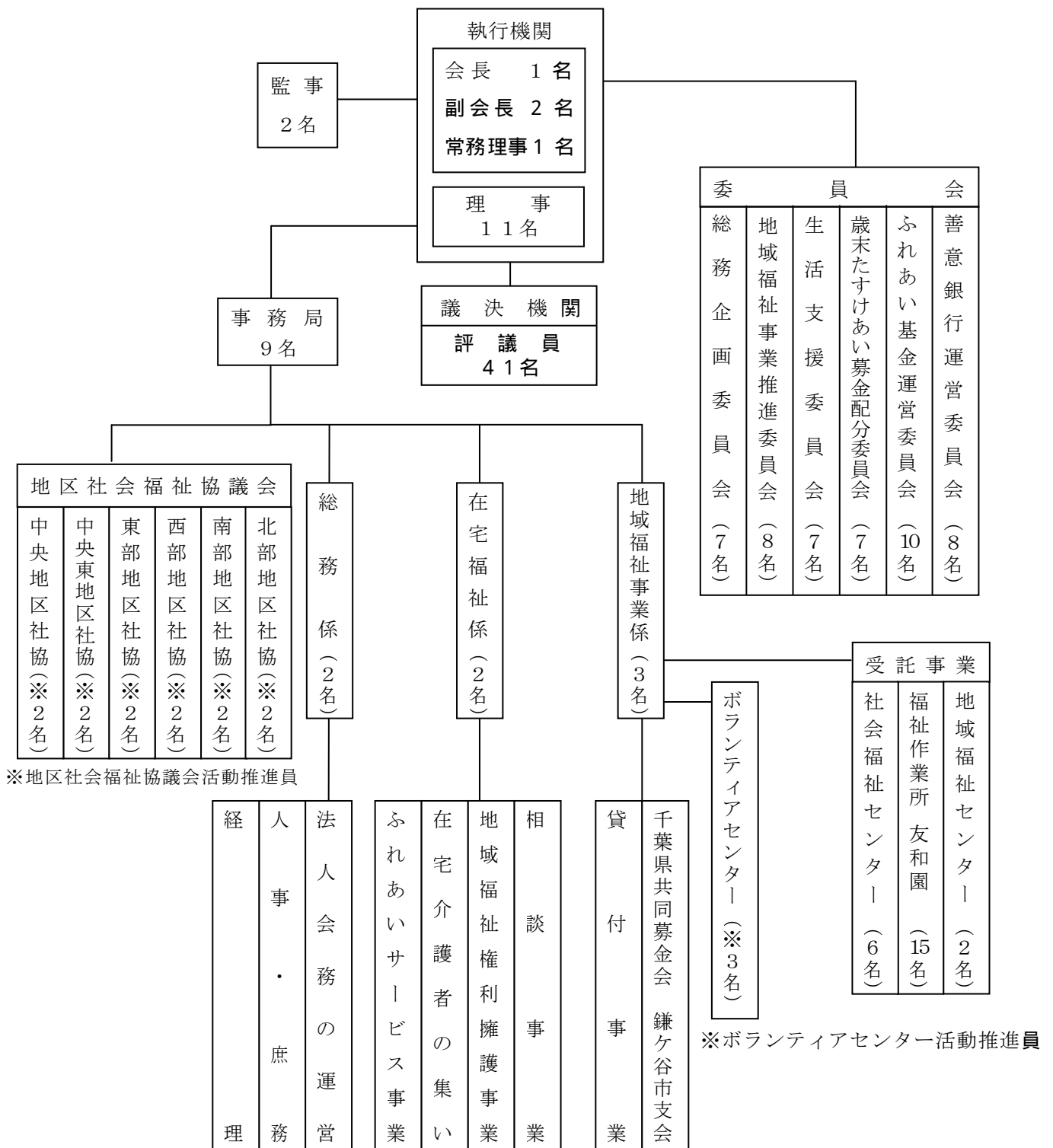
「障害」という字は、戦前の日本では「障碍」と使われていました。この「碍」という字は「固い」という意味があり、「障碍」とは「機能が固まった」状態を意味していました。

その後、教育現場で「碍」が使われなくなり、同音である「害」が使われるようになりました。しかし「害」の字は、あまり良い意味を持ちません。したがって最近では、「しょうがい」とひらがなで表記されるケースも増えてきているようです。

鎌ヶ谷市及び社協では、『障がい』と表記します。

鎌ヶ谷市社会福祉協議会 組織図

(平成17年5月現在)



## 2 地域福祉関係団体等の状況

(平成17年5月現在)

地域福祉関係団体		地域福祉関係者	
自治会	99団体	民生委員・児童委員	148名
ボランティアグループ	49団体	保護司	21名
福祉関係自助団体	5団体	地区ふれあい員	469名
婦人団体	4団体	個人ボランティア	154名
老人クラブ	34団体	ロータリークラブ	29名
福祉施設等		ライオンズクラブ	30名
特別養護老人ホーム	2施設		
介護老人保険施設	1施設		
ケアハウス	1施設		
有料老人ホーム	2施設		
知的障がい者更生施設	1施設		
在宅介護支援センター	6ヶ所		
福祉NPO法人	11法人		
小規模作業所	4ヶ所		

## 3 地域福祉計画にみる地域福祉の現状と課題

地理的環境や産業基盤などの違いにより、日常生活で感じている悩みや不安は、地域ごとに特色があります。ここでは、市民や福祉活動を行っている団体・個人等鎌ヶ谷市の福祉の現状にかかわりのある人々が感じている地域の課題を、地域福祉計画、アンケート結果、地区懇談会、策定委員の意見などから整理しました。

### 課題1) 地域での支え合いの促進

核家族化や少子・高齢化の進行などにより、人口構造の変化とともに地域社会そのものが大きく変容してきています。伝統的な家庭環境や地域での支え合い機能が大きく低下し、その結果、不安や悩みなどをどこに相談したらいいのかわからず、ひとりで抱え込んでしまう人たちが増加しているといえます。

あわせて、高齢化も確実に進行している上に、心身に障がいのある人も増加傾向にあることから、不安や悩みへの相談に加え、要援護世帯の見守りなど、地域での支え合い活動が必要となっています。

## 人口構成推計

年	人 数 (人)			割 合 (%)			
	総人口	年少人口 0～14 歳	生産年齢 人 口 15～64 歳	高齢人口 65 歳以上	年 少 人 口	生 産 年 齢 人 口	高 齢 人 口
18	104,685	14,436	72,847	17,402	13.8	69.6	16.6
19	104,838	14,424	71,767	18,647	13.8	68.5	17.8
20	104,922	14,413	70,775	19,734	13.7	67.5	18.8
21	104,936	14,440	69,617	20,879	13.8	66.3	19.9
22	105,036	14,321	68,829	21,886	13.6	65.5	20.8

(鎌ヶ谷市地域福祉計画より)

### 課題 2) 高齢者や障がい者に対する正しい理解の促進

知的に障がいのある人や、心身に障がいのある人への正しい理解を進めていきます。特に、精神に障がいのある人という、マスコミの事件報道などから、近所の人から「怖い人」と思われてしまうため、身近な地域の中で事実を知られないように、ひっそりと暮らしている人たちがいます。こうした心配をせずに、誰もが地域の中で安心して暮らしていけるように、障がいや病気について、市民一人ひとりが正しく理解していくことが必要といえます。

### 課題 3) 気軽に助け合える意識づくり

核家族化が進行してきたことや、個人の権利が大切にされるようになってきたことから、住んでいる地域の間人間関係も希薄になってきています。昔ながらの相互扶助の意識が薄れ、自治会や子ども会への加入率も低下しています。また、人と深く付き合うことや助け合い活動自体に負担を感じている人も増えているようです。

このように社会環境や生活環境が変わっていく中で、近所の人とかかわりたくない人や、かかわりたいのにかかわれない人など、一人ひとりの近所との付き合い方も多様化しています。このようなことから、地域や近所などとの関係を築きたくても築けない人に対する支援の取り組みが課題としてあげられます。

自治会加入率

年度	加入率 (%)
14	75.85
15	76.12
16	74.96

(市民活動推進課より)

子ども会参加者数

年度	参加者数 (名)
14	1,662
15	1,611
16	1,533

(生涯学習課より)

#### **課題4) 地域のふれあいの促進**

身近な地域でのボランティア活動や支え合い活動への、男性や若い人たちの参加が少ないという現状があります。また、活動を続けてきた人たちも高齢化してきており、次世代へとつなげていくことが重要な課題となっています。一方、民生委員・児童委員、地区ふれあい員、地区社協などの活動内容が、十分に知られていないという現状もあります。

地域での支え合い活動の促進、保健福祉サービスの適切な利用の促進や心のバリアフリーの推進のためには、学校現場での福祉教育など、あらゆる機会をとらえた総合的な学習と啓発活動が必要となります。また、機関や団体といった組織による住民活動とは別に、一人ひとりが参加する活動や、障がい者自身による活動（障がい者のボランティア活動）も生まれてきています。活動を継続的に行うための拠点に対する必要性も高く、既存の施設を地域活動に利用したいという声もあります。

#### **課題5) 災害時の要援護者への支援**

自治会、民生委員・児童委員、地区ふれあい員、地区社協などたくさんの人たちや団体が身近な地域での支え合い活動を行っています。また、市内には自治会等を中心とした自主防災組織があり、防災知識の普及や要援護者の把握、安否確認、避難誘導等の役割を担っています。

しかし、個人情報保護が叫ばれる中で、「近所同士の関係が希薄になってきた」「どこに支援を必要とする人がいるのかわからない」「大きな災害が起きたらどうなってしまふのだろう」などの声を聞くようになりました。

災害が発生したときに、効果的な支援活動を展開していくために、市民のふれあい活動の促進、自主防災組織の拡充、支援体制の充実を図っていく必要があります。

#### **課題6) ボランティア活動の促進**

市民の間では社会貢献活動への意欲が高まっており、さまざまな種類の市民活動が行われています。ボランティアセンターに登録しているボランティアも、年々増加傾向にあります。

また、無償のボランティア団体に加えて、有償で活動する団体やNPO法人としての認証を取得する団体なども増加し、組織や活動の形態が多様化しています。

これらの活動は、機動性、柔軟性を持ち、公的サービスでは十分に賄うことができない多様な日常的な福祉サービスに対応するものとして期待されています。

市民の間では何らかのきっかけさえあれば、これらの活動に参加しようという潜在的な意欲が高いと考えられ、この意欲を地域のさまざまな活動に結びつけていくことが求められています。

また、ボランティア団体やNPO法人には、人材育成、活動の場の確保などが課題となっているものもあり、活動が円滑に発展するような環境づくりが必要となっています。



ボランティアセンター登録団体及び登録者数  
(平成17年5月現在)

年度	登録団体数	総登録者(名)
14	48	1,554
15	49	1,541
16	50	1,607
17	50	1,600

※個人ボランティアを含みます

### 課題7) 関係団体の連携

行政、自治会、民生委員・児童委員、地区ふれあい員、NPO法人、民間事業者、社協など多くの団体や機関が保健福祉分野で活動しています。

これらの団体等は個別の問題の解決にあたっては連携していますが、共通する課題への取り組みにはいたっていません。

支援を必要とする人たちに、必要とするサービスを提供できるように従来の縦割りの弊害をなくし、多くの団体が有効に機能できるようなネットワークの構築が必要になってきています。

### 課題8) 保健福祉情報の充実

措置制度から契約制度へと変更になり、自らがサービス内容等を選択できるようになりました。これらの福祉サービスも行政や社会福祉法人だけでなく、NPO法人や民間事業者などさまざまな機関・団体が行うようになっていきます。サービスの仕組みなどが変化し、利用者にはどこでどのようなサービスが実施されているのか分かりにくい状況です。

自らがサービスを選択するという考え方が一般化していく中で、情報の取得が難しい人たちに対して、どのように情報を伝えていくのが課題となっています。

### 課題9) 相談窓口の充実

一人ひとりの生活形態や価値観が多様化している中で、日常の悩みや不安なども複雑・多様化しています。また、福祉サービスを必要としている人たちが求めるサービスは、行政や社協だけではなく、NPO法人や民間事業者などさまざまな機関や団体が行うようになっていきます。

このような状況にあって、本当に必要としている福祉サービスが適切に提供されていない状況がみられます。

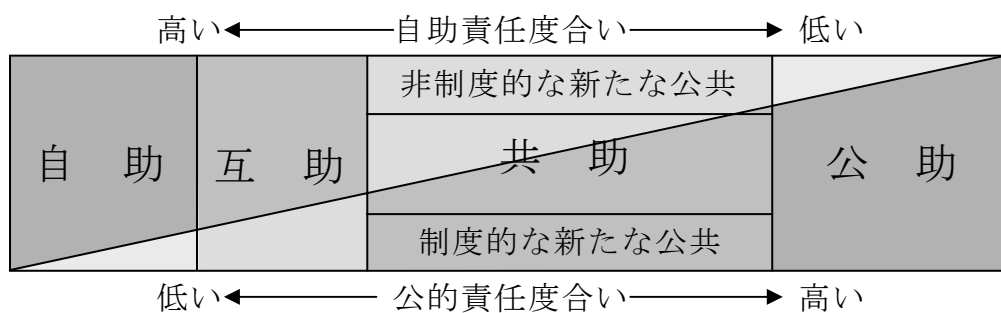
相談窓口等に従事する職員は、相談者の抱える問題を的確に把握し、その内容にあわせた福祉サービスが提供できるように配慮する必要があります。

したがって、対応する職員は、幅広い知識・技術の習得や資質・専門性を高めることが必要となります。

## 4 社協にみる地域福祉の課題

### 課題 1) 互助文化の創造

誰もが、安心して心を豊かに暮らせる地域社会は、「お互い様の気持ち」と互助的な（結いや講の相互扶助）活動が基本になります。これまで、ややもすると、行政の責任だけを問い、市民が鎌ヶ谷市の地域社会に住む責任を果たしてこなかったのではと反省させられます。公助の確立（公的責任）をすることとあわせて、市民自身が地域活動に参加する「互助の文化」の創造が必要となっています。



### 課題 2) 福祉教育（福祉共育）の促進

平成14年度から学校教育にて「総合的学習の時間」「完全学校週5日制」が実施され、学校教育の場において特に福祉、ボランティア活動を主要なテーマとして、多様な福祉学習やボランティア活動が展開されています。

安心して子どもを産み育てることが可能な地域社会は、福祉教育活動による市民参加の活動の活性化と学習によるものといわれています。また、将来を担う子どもたちへの世代間の学習支援は、地域社会の習慣や冠婚葬祭などの「ならわし」や「しつけ」への取り組みの必要があります。具体的には、子どもたちの地域活動や福祉活動に参加できる環境づくり、あいさつ運動などを進めていくことになります。



#### 《結いや講》

「結い」は、現在も地方には残っているのではないかと思います。「田植えなどの時に地域の人たちが互いに力を貸し合うこと」などの意味になります。助け合い活動の最たるものといえます。

「講」は、相互扶助組織をさします。頼母子講（たのもしこう）・無尽講（むじんこう）・恵比寿講（えびすこう）などが有名です。

※頼母子講は、「掛け金を出し合って、一定の期日にくじ・入札により順次にお金を融通する仕組み」のことをいいます。



## (各 論) 第3章 実施計画 (課題解決に向け)

### 第1節 基本理念

---

#### 1 計画づくりで基本においた考え方

前章で触れた地域福祉計画にみる9つの課題、そして社協からみた2つの課題を解決していくための方策を、鎌ヶ谷市の地域福祉像など次の考え方を基本として策定しました。

#### 鎌ヶ谷市の地域福祉像

誰もが 生きがいを持ち 支え合える まち

#### 鎌ヶ谷市の地域福祉計画の基本理念

一人ひとりがキラキラと輝きながら、ともに知恵と力を出し合って、思いやりと支え合いのある地域で、いつまでも安心して暮らしていける、ぬくもりのある福祉のまちづくり

#### 社協が提案する地域福祉の考え方

「誰もが安心して暮らせる人に優しいまちづくり」を進めていくために、行政だけでは対応が困難な多様なニーズに、柔軟に対応できる支援を行っていくことが必要となっており、地域の皆さんやボランティア、福祉・保健等の団体、行政機関等の協力を得ながらともに考え実行していく必要があります。

この考え方は、社協が地域で助け合いの活動やボランティア活動など、地域で活動している人たちと連携・協働し、住みやすいまちづくりをともに進めていくことです。

## 第2節 社協の取り組み

---

平成12年の「社会福祉法」の改正は、7つの改革の基本的な方向を示しました。これからの社会福祉の理念は、社会連帯のもとで支援を行い、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援する」ことにあるとしました。

社協は、この改正法によって地域福祉を推進する中心的な団体であると明示され、地域福祉を推進するための新たな枠組みの創設に努めていかなければなりません。

地域福祉を推進するために社協が今後取り組んでいくべき事項を、下記のとおり計画しました。

なお、社協で行っている地区社協事業、ボランティアセンター事業、在宅福祉サービス事業は、今後ますますその重要性を増していくものと思われまます。引き続き事業の発展に努めていきます。

また、在宅介護者への負担軽減のための事業、人間関係が複雑・多様化する中で心の相談等の相談事業などの充実に努めていきます。

千葉県社会福祉協議会の委託事業として、生活困窮者等に対する貸付制度があります。生活者の経済的支援を目的とするこれらの制度についても、その対応に留意しながら維持発展に努めていきます。

### 社会福祉法の7つの基本的な方向

- 1 サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- 2 個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- 3 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- 4 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保
- 5 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- 6 増大する費用の公平かつ公正な負担
- 7 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

さらに、今後5年間に社協が取り組むべき重点目標を次ページ以降に記します。

## 社協の取り組み 1

誰もが安心して生活できる仕組みをつくっていきます

社協が目指すこと	1 誰もが安心して生活できるよう、相談窓口の充実に努めていきます。 2 保健・医療・福祉サービスを提供している機関や団体の相互の連携を図っていきます。
取り組みの方向性	1 問題を抱えている人たちの悩みを少しでも軽減できるよう、相談機関・窓口やサービス提供機関などの情報を収集・整理し、わかりやすい情報を提供していきます。 2 「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度事業」については関係機関・団体との連携を強化し利用の促進を図っていきます。
今後の活動	前期（平成18年度～20年度） 後期（平成20年度～22年度）
	18年度 情報の収集に努め、必要としている人に必要とする内容のサービスが提供できるよう体制の充実に努めていきます。
	19年度 維持発展に努めていきます。
	20年度 同
	21年度 同
	22年度 同

### 《地域福祉権利擁護事業》

在宅で生活している高齢者や障がい者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人が、福祉サービス利用援助、財産管理サービスなどを利用できる制度です。

### 《成年後見制度》

認知症、知的障がい、精神障がいなどの判断能力の不十分な人が、一方的に不利な契約などを結ぶことがないように、一定の決められた人（補助人・保佐人・後見人）が、本人の権利を擁護する制度です。



## 社協の取り組み2

### (仮称)「地域支え合いセンター」の設置に向け努力していきます

地域福祉計画では、地域福祉推進のための拠点として、(仮称)「地域支え合いセンター」(以下「支え合いセンター」といいます。)を設置するとしています。

支え合いセンターは、中域福祉圏(コミュニティエリア)ごとに設置し、情報センター機能、相談センター機能、ボランティアセンター機能などを持つとしています。

社協が目指すこと	1 地区社協を中心に、地域の市民活動を行っている個人・団体、施設等との連携を図っていきます。 2 相談窓口としての機能の強化を図っていきます。	
取り組みの方向性	1 一人ひとりの生活形態や価値観が多様化している中で、日常の悩みや不安なども複雑・多様化しています。このため一つの悩みや不安に対して、一つの福祉サービスだけの支援では解決できなくなっています。このような課題に対し24時間体制での相談窓口の開設、市民活動促進のための援助を行っていきます。	
今後の活動	前期(平成18年度～20年度) 後期(平成20年度～22年度)	
	18年度	6地区のうち、1地区をモデルとして選定し、支え合いセンター立ち上げに努めていきます。
	19年度	他地区の開設に向け取り組みを開始します。
	20年度	18年度開設の1地区について、問題点の検証を行います。また、他の5地区について準備の整った地区から順次支え合いセンターを立ち上げ、他地区については立ち上げ支援を行っていきます。
	21年度	引き続き支え合いセンターの立ち上げ支援を行っていきます。
	22年度	同



## 社協の取り組み3

### 子どもの頃から地域活動や福祉活動に参加できる環境をつくっていきます

社協が目指すこと	1 地区社協と連携・協働して福祉教育（福祉共育）の推進を図っていきます。
取り組みの方向性	<p>1 ボランティア体験学習の一環として、小・中・高校生を対象に、学校や福祉施設での体験学習をはじめ、高齢者や心身に障がいのある人たちとのふれあいの機会を多くつくっていきます。</p> <p>2 今後、退職時期を迎える団塊世代の持つ知識等を福祉教育（福祉共育）活動に結びつけていけるよう検討していきます。</p> <p>3 自治会、民生委員・児童委員、保護司、地区ふれあい員、赤十字奉仕団、地区社協など、地域で活動する団体の取り組みを子どもたちに紹介していきます。</p>
今後の活動	前期（平成18年度～20年度） 後期（平成20年度～22年度）
	18年度   ボランティア体験学習の充実、小・中学校へのボランティア体験の出前講座の実施、地区社協活動の充実を図っていきます。
	19年度   ボランティア体験の出前講座の実施を拡大していきます。
	20年度   18年度・19年度と同
	21年度   同
	22年度   同

#### 《ボランティア》

“ボランティア”の語源は、ラテン語の“voluntus”や“voluntaries”だと言われています。

その意味は、「自由意志・自ら進んでやること」です。

“ボランティア”とは、一般に「自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献すること」といわれており、次のような原則があります。

- 自発性 … 自由な意志で行なうこと
- 無償性 … 利益を求めないこと
- 社会性 … 公正に相手を尊重できること
- 創造性 … 必要に応じて工夫できること



## 社協の取り組み 4

### 市民一人ひとりが福祉への理解を深めていきます

社協が目指すこと	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉への理解を促進するため、わかりやすい情報の発信に努めていきます。</li> <li>2 福祉への理解を深めるための機会の提供に努めていきます。</li> </ol>
取り組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 誤解や偏見が生じないように、正確な知識を得るための情報を社協だより（広報紙）やホームページを活用して、積極的に提供していきます。</li> <li>2 年齢や障がいの有無にかかわらず、多くの人たちが参加できるイベントを開催し、互いの理解、誤解や偏見の生じない地域づくりに努めていきます。</li> </ol>
今後の活動	前期（平成18年度～20年度） 後期（平成20年度～22年度）
	18年度   社協だより・ホームページの内容の充実、地区社協 広報紙の内容の充実に努めていきます。
	19年度   同
	20年度   同
	21年度   同
	22年度   同



#### 《ノーマライゼーション》

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人が、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

つまり、この社会は、男性も女性もいますし、若者も高齢者もいます。障がいのある人も障がいのない人もいます。こういう社会がノーマルな社会です。そして、もし暮らしにくい人たちがいるのなら、ともに助け合い同じ地域に住めるように社会全体で条件を整えていく必要があります。



## 社協の取り組み5

### 地域の福祉課題の把握に努めていきます

社協が目指すこと	1 社協・地区社協機能の充実を図り、福祉課題に対する相談業務の充実に努めていきます。 2 地域のふれあい活動の促進に努めていきます。
取り組みの方向性	1 地域性を考慮しながら、地区社協と連携し、地域住民が抱える福祉課題や福祉ニーズの把握に努め、解決への仕組みづくりに努めていきます。 2 地域で活動する各団体・個人等と連携し、緊急時の対応や新しい福祉サービスの研究・開発に努めていきます。
今後の活動	前期（平成18年度～20年度） 後期（平成20年度～22年度）
	18年度 各地区の自治会関係者、民生委員・児童委員、地区ふれあい員等との共通の課題に対応する連絡会の立ち上げに努めていきます。
	19年度 維持発展に努めていきます。
	20年度 同
	21年度 同
	22年度 同



#### 《エイジズム》

直訳すると「年齢主義」であり、具体的には年齢にこだわった高齢者への社会的差別のことです。一般的に文化・経済といったものは、若い世代を中心として変化していくので、取り残された高齢者には社会との間に溝ができてしまいます。

企業、医療機関、福祉施設、交通機関などを考えても、高齢者は年をとっているだけで日陰へと追いやられる社会的状況があります。このエイジズムをなくすには、世代間の日常交流、高齢者個々の能力の活用が必要であると考えられます。

## 社協の取り組み 6

### さまざまなボランティア活動、市民活動を推進していきます

社協が目指すこと	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアセンター機能の強化・充実を図っていきます。</li> <li>2 地区社協ボランティア機能の強化・充実について協働で取り組み、誰もが参加できるボランティア（ちょいボラ）の仕組みづくりについて検討していきます。</li> <li>3 市民活動の支援を行っていきます。</li> </ol>
取り組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア活動に関する情報収集・整理・提供をはじめ、ボランティア活動への参加のきっかけづくり、活動に役立つ学習・情報交換などの場を積極的に設け、ボランティア活動が活発に展開されるようさまざまな形で活動を支援していきます。</li> <li>2 年齢や職業に関係なく、誰でも、いつでも、どこでも気軽に参加できるボランティア活動として、高齢者や心身に障がいのある人たち、悩みを抱えている人たちの参加を促していきます。</li> <li>3 子育て中の母親、定年退職した人たちなど、同じ課題を持つ人が集えるような話し合いの場づくりを進めていきます。</li> <li>4 核家族化や高齢化社会の進行に伴い、今日的課題になっている「孤独死」などに対応するため、地区社協と連携して関係団体等のネットワークづくりに努め、地域の見守り活動などのボランティア活動や地域活動の促進を図っていきます。</li> </ol>
今後の活動	前期（平成18年度～20年度） 後期（平成20年度～22年度）
	18年度   ボランティア活動・市民活動の拠点としての位置付けを明確にしていきます。幅広い分野のボランティア・市民活動、当事者団体等の交流・相互理解の場の設定を行っていきます。
	19年度   22年度までにボランティアセンター登録者数1,800人を目指します。
	20年度   同
	21年度   同
	22年度   同

## 社協の取り組み7

### 災害救援ボランティアの養成に力を注いでいきます

社協が目指すこと	1 災害救援ボランティアを養成していきます。	
取り組みの方向性	1 災害救援ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの養成に努めていきます。 2 災害救援ボランティアの養成に加え、災害時に地域で効果的に活動できる体制の構築に努めていきます。	
今後の活動	前期（平成18年度～20年度） 後期（平成20年度～22年度）	
	18年度	災害救援ボランティア養成講座を年次計画として定め実施していきます。22年度までに100名を目標として養成に努めていきます。
	19年度	同
	20年度	同
	21年度	同
	22年度	同

ー平成17年度災害救援ボランティア養成講座の様子ー



## 社協の取り組み 8

### (仮称)「災害ボランティア基金」を創設し充実に努めていきます

大規模災害が発生したときなど、近隣市や他県から多くのボランティアが復旧作業に駆けつけると考えられます。(仮称)「災害ボランティア基金」を創設することにより、災害ボランティアセンター設置やボランティア活動に必要な資金・経費をより確実に確保し、災害時に備えます。

社協が目指すこと	1 災害ボランティア基金を創設していきます。	
取り組みの方向性	1 いつ発生するか分からない大規模災害に向け、基金を創設し災害時に備えていきます。	
今後の活動	前期 (平成18年度～20年度)	
	後期 (平成20年度～22年度)	
	18年度	検討
	19年度	基金の創設
	20年度	基金の充実
	21年度	同
	22年度	同

## 社協の取り組み 9

### 社協体制の強化に努めていきます

社協の経営体制の強化を図るために「社協活動の将来構想」の構築に取り組みます(社協の発展強化計画)。そのために、理事会・評議員会の経営参加を図り、職員の研修に取り組む必要があります。

活動計画を効率的に推進していくために、社協体制の強化に努めます。具体的には、下記のとおりです。

- 1 事務局、ボランティアセンター、地区社協等の組織体制の見直しをします。組織内に検討委員会を設け検討を加えていきます。
- 2 財源のあり方について検討します。特に、地域福祉を効果的に進めていくために自主財源確保に努力していきます。(仮称)社協経営委員会を立ち上げ、経営の健全化を目指します。
- 3 会員組織の見直しをします。特に、個人会員(会費)の参加を促進できるよう見直しをします。

### 第3節 地区社協の取り組み

#### 1 社協と地区社協の関係

社協は、社会福祉法第109条に定める組織であり、法人格（社会福祉法人）を有する組織です。一方、地区社協は、市内6地区のコミュニティエリアごとに、その地区内の福祉課題についてその地域に住む市民自らが、その課題の解決に向けてお互いに協力し合う住民主体の組織です。

社協は地区社協の諸活動に必要な運営費の補助（社協助成金）を行うほか、「地区社協連絡会」を設置し、情報の提供や地区相互間の連絡調整などを行っています。

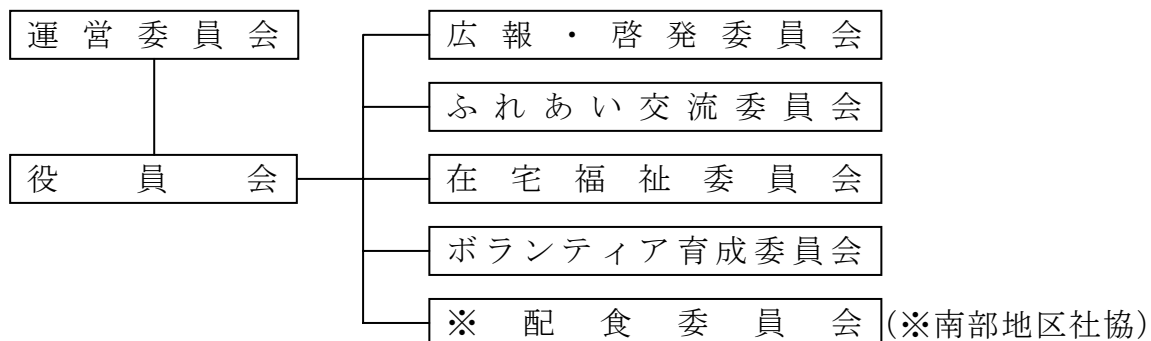
また、一つの地区で解決できない課題や全市的な課題等については、社協と地区社協が協力して問題の解決に向け連携・協働しています。

#### 2 地区社協

地区社協は、地域住民が日常的にあたたかい目で見守り合い、支え合っていくことのできる地域づくりを目指し、下記の6地区に設置しています。

名称	事務所	設立年月
中央地区社協	中央公民館内	平成3年4月
中央東地区社協	東初富公民館内	平成3年4月
東部地区社協	東部学習センター内	平成3年6月
西部地区社協	くぬぎ山コミュニティセンター内	平成3年5月
南部地区社協	南部公民館内	平成3年5月
北部地区社協	北部公民館内	平成3年5月

地区社協には、①広報・啓発委員会、②ふれあい交流委員会、③在宅福祉委員会、④ボランティア育成委員会、⑤配食委員会などの委員会を設置し、広報の発行、ふれあいバスハイク、介護者教室、ボランティア研修・交流会などの事業を実施し、また、介護予防の観点から援護グループ活動を行っています。



### 3 地区社協の共通取り組み（具体的な施策）

- ① 地区社協活動の目的や方向性を明らかにし、活動を支える体制の強化を図るため、社協及び地区社協運営委員の協働のもと、地域に必要とされる活動を行っていきます。

また、地域福祉活動の拠点となるよう場の整備とともに、相談・交流、ボランティア活動の促進など、地区社協活動の発展を目指します。

- ② 身近な地域での福祉活動を支えていくために、広範な人材の確保が重要となります。多くの人たちが地区社協活動に参加できるようボランティア活動等への参加促進を図ります。

地区社協活動推進員や運営委員への各種研修や講習会を実施し、最新の福祉動向や社協の事業方針等への理解の促進を図ります。

また、地区社協に広範な人材を集めるために、地区社協活動への理解の促進の観点から、「社協だより」やホームページなど広報活動の充実に努めます。

（事業目標）

- ・ 地域福祉計画の理念を実現するために各種事業の実施
- ・ 地域福祉を支えるための拠点の整備
- ・ 拠点のあり方についての検討
- ・ 地区社協活動ボランティアの確保・育成
- ・ 地区社協職員等への研修・講習の機会の確保
- ・ 地区社協連絡会の開催（役員等及び職員）
- ・ 社協広報紙での地区社協事業の紹介

#### 地区社協の取り組み

##### ① 多種・多様な団体・個人の連携を進めていきます

地域福祉計画では、9つの福祉課題が指摘されていきました。その中には、関係団体の連携がありました。多種・多様な団体・個人が横の連携をとって効果的なサービスの提供を求めています。個々の福祉関係団体等は、それぞれの機能・役割を持って福祉ニーズに対応していくために、それぞれの団体等がよりよい関係を持つために努力してきました。

しかし、地域で生活する人の生活スタイルが多様化する中で、悩みを抱える人の課題も複雑・多様化し、福祉の分野だけでは解決されない場合も多くあります。地域にある保育所などの福祉関係機関、団体、施設などがそれぞれの持つ資源を有効に活用する必要があります。地区社協では、これらの資源の有効活用のためのネットワークの構築に努めていきます。

## ② 地域活動や福祉にふれられる環境をつくっていきます

地区懇談会では、「学校で高齢者、障がい者とのふれあいの機会を多くつくってほしい」や「小・中学校でのボランティア教育の推進」についての意見が多く出されました。地域福祉を推進していく上で、次世代を担う子どもへの福祉とふれあう機会の確保は大変重要です。子どもの頃の学習や経験はその後の生き方に大きく影響を与えます。現在は核家族化が進行し、高齢者とふれあう機会が少なくなっています。また、地域との関係も希薄であることから地域の人たちとふれあう機会も少なくなっています。

地域に住む人たちがお互いに「優しさ」や「思いやり」の気持ちを持つことは大変重要です。地区社協では、地区内にある小・中学校との連携を図り、高齢者や障がい者とふれあう機会やボランティアへの参加意欲を醸成していきます。

## ③ ボランティア活動、市民活動を推進していきます

地域福祉を支える上で、ボランティア活動の重要性が指摘されています。地区懇談会においても多くの意見が出されました。「独居老人」や「孤独死」の問題など解決すべき課題が多くあります。

地区社協は、ボランティア活動や地域活動を進めていくために、相談、情報提供、活動団体間の交流、ネットワークづくりなどをボランティアセンターと連携し、ボランティア機能の充実とともに、効率的な事業の推進を図っていきます。誰もが気軽に、ボランティア活動や地域活動に参加できるような環境づくりに努めていきます。

## ④ 身近な地域で福祉活動を推進していきます

自治会、民生委員・児童委員、保護司、地区ふれあい員、赤十字奉仕団、老人クラブなどは身近な地域で支え合い活動を行っています。

そのような活動をしている人たちから近所同士の関係が希薄化してきているとの指摘があります。

こうした状況の中で、地域住民一人ひとりをはじめ、学校、企業、公共施設、福祉施設などがお互い地域の一員として、地域での支え合いのための活動参加が求められています。

地区社協では、地域の活動を知り、参加してもらえるよう、また、団体に参加せずとも活動ができるよう広範な団体や個人が集える場の整備に努めていきます。

## ⑤ あいさつ運動を推進していきます

地区懇談会において最も多く出された意見は、「積極的にあいさつをしよう」とするものでした。近隣関係が希薄化し、地域の相互扶助機能が弱体化しています。深く人とかかわることに負担を感じている人や近隣の人とかかわりたいのにかかわれない人などに対する支援策として、あいさつを積極的に行う運動を実施していきます。

幸い、南部地区には「あいさつ通り」があり、道路ですれ違った人たちは積極的にあいさつをしています。地域の支え合いの基本はあいさつにあるといっても過言ではないことから、この取り組みを全市的に広める活動をしていきます。





#### 4 各委員会の取り組み

現在、地区社協で実施している事業は、地域福祉を推進する上で重要な事業であること、また地区懇談会で明らかになった課題を踏まえ、今後も維持発展を図るために次の施策を実施していきます。

広 報 ・ 啓 発 委 員 会	
事業名	広報・啓発活動
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙発行 年2～3回</li> <li>・ 福祉健康フェアで活動紹介</li> <li>・ 公民館ふれあいまつりに協力</li> <li>・ 福祉キャンペーンを実施</li> </ul>
課 題	地区社協の存在を知らない市民が半数以上いることがわかり、認知度を上げることが課題です。
方向性	今後も定期的に広報紙を発行し、分かりやすい、読みやすい広報紙の発行に努めます。また行事等に参加し、地区社協活動の紹介をしていきます。
今後の活動	前期（平成18年度～20年度）
	後期（平成20年度～22年度）
	<p>広報の紙面を検討し、多くの人に読んでもらえる広報紙を目指していきます。また、地区社協活動への参加を促すために啓発活動に努めていきます。</p> <p>啓発活動充実のためにホームページの作成を検討していきます。</p>



ふれあい交流委員会		
事業名	ふれあい交流活動	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい交流会</li> <li>・ふれあいバスハイク</li> <li>・バザーの実施</li> <li>・お正月あそび大会</li> <li>・公民館サークル発表会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいグラウンドゴルフ</li> <li>・地区ふれあい祭り</li> <li>・もちつき大会</li> <li>・シルバーセミナー</li> <li>・子育て支援</li> </ul>
課 題	6地区において、各種事業を行っていますが、参加者が固定化される傾向があります。また、高齢者を中心とした事業が多く、子どもや子育て中の親が参加できる事業が少ないのも課題です。	
方向性	ふれあい交流活動は、高齢者を中心に実施してきましたが、少しずつ子どもや子育て中の親を対象にした交流活動も展開していきます。また世代間の交流活動についても実施していきます。	
今後の活動	前期（平成18年度～20年度）	後期（平成20年度～22年度）
	活動内容の検討・見直しを実施していきます。	低年齢層の子どもとの交流会等を実施し、交流活動の維持発展に努めていきます。

在宅福祉委員会		
事業名	在宅福祉活動	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者教室 年3～4回</li> <li>・高齢者との交流会</li> <li>・制度ボランティア会議</li> <li>・春のお楽しみ会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援護グループ交流会</li> <li>・ミニリハビリ教室（地区リハビリ教室）</li> <li>・友愛訪問</li> </ul>
課 題	行政と協力して、ミニリハビリ教室、援護グループ等で介護予防につながる事業をさらに発展させていくことが課題です。	
方向性	より介護予防に重点をおいた事業の展開に努めていきます。	
今後の活動	前期（平成18年度～20年度）	後期（平成20年度～22年度）
	行政と調整し事業の発展を検討していきます。	介護予防を重点とした新規事業を実施していきます。

ボ ラ ン テ ィ ア 育 成 委 員 会

事業名	ボランティア育成事業	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校交流会</li> <li>・ 定年後の仲間づくり</li> <li>・ アルミ缶回収</li> <li>・ 児童とのハガキづくり</li> <li>・ 郷土料理教室</li> <li>・ 男性の料理教室</li> <li>・ 老人クラブ交流大会</li> <li>・ ボランティア育成・研修・交流会</li> <li>・ 子どもチャレンジスクール</li> <li>・ ふれあいの集い</li> <li>・ 花壇づくり</li> <li>・ ガレージセール</li> <li>・ 地域交流会</li> <li>・ 制度ボランティアと地区ふれあい員研修会</li> </ul>	
課 題	今後のボランティアを担っていくのは、小・中学生であるので、小・中学生へのボランティア講座等の充実が課題です。	
方向性	学校との交流の充実に努めていきます。また、男性にも参加しやすい、ボランティア育成講座の開設を進めていきます。	
今後の活動	前期（平成18年度～20年度）	後期（平成20年度～22年度）
	学校と協議し新規講座の検討をしていきます。	各種講座の開設を実施していきます。



## 第4節 各種団体等の取り組み

### 1 ボランティアセンター登録団体

団体名	鎌ヶ谷市ボランティア連絡協議会		
設立年月	昭和57年2月	会員数	914
活動内容	ボランティアグループで組織され、隔月で運営委員会を開催しています。グループの情報交換や連絡調整を行い、ボランティア活動を推進しています。現在12のボランティアグループが所属しています。また、年1回障がい者とのバスハイクを実施しています。		
所属団体	1) 鎌ヶ谷市友愛ボランティア 2) 鎌ヶ谷朗読「はなしの小箱」 3) 鎌ヶ谷市赤十字奉仕団 4) 鎌ヶ谷市手話サークル「みどりの会」 5) 明るい社会づくり鎌ヶ谷市推進委員会 6) 鎌ヶ谷市おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」 7) やろう会 8) 鎌ヶ谷ハンドルの会 9) れんげ草の会 10) 絵手紙の会 11) 鎌ヶ谷市レクリエーション協会 12) シニア・ピア・なごみ		
その他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつりに参加しています。		
今後の目標	障がい者、高齢者に加えて子育て支援など社会で必要とされる事業を実施できるようなボランティアを育成し、災害時に備えたボランティアの育成も実施したいと思います。		
今後の活動	前期（平成18年度～20年度）	後期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ボランティア団体の育成を図り、市民のボランティアに対する意識の啓発をしていきたい</li> <li>・連絡協議会への加入団体の増加（20年度までに18団体へ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・連絡協議会への加入団体の増加（22年度までに24団体へ）</li> </ul>	

各種団体等の取り組みは原文を尊重させていただきましたが、表記の統一をさせていただいた箇所があります。

(例)

(変更前)

お年寄り

→

(変更後)

高齢者



団 体 名	鎌ヶ谷市友愛ボランティア		
設 立 年 月	昭和52年4月	会 員 数	67
活 動 内 容	月3回市内のひとり暮らしの高齢者に、手づくり弁当を約90食無料で配達しています。年1回のチャリティーバザーで活動資金をつくっています。		
活 動 日・時 間	毎月3回 午前9時～午後1時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 調理室		
そ の 他	福祉健康フェアに参加しています。		
今 後 の 目 標	今後とも手づくり弁当を無料で提供し、心のふれあいを大切にしながら、住みよい地域社会をつくりたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(20年度までに70名)</li> <li>・市民ボランティア体験受入体制の充実(20年度までに2名増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(22年度までに75名)</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷朗読「はなしの小箱」		
設 立 年 月	昭和55年7月	会 員 数	41
活 動 内 容	視覚障がい者、病気の方、その他朗読が必要な方のために音声訳テープの作成・配布。具体的には毎月2回「声の広報」作成・配布、他団体の広報紙の作成、録音図書作成など。またそれに伴う講習・勉強会を行っています。		
活 動 日・時 間	定例会毎月第2、第4火曜日 午前10時～12時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室、4階 録音室、対面朗読室		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	より聞きやすく、質の高い音声訳テープづくりに励み、利用者のニーズに応えていきたいと思っています。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・利用者の拡大、会員の技術向上</li> <li>・市の関係部署との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷点訳友の会		
設 立 年 月	昭和52年6月	会 員 数	37
活 動 内 容	視覚障がい者からの依頼による文書の点訳、さわる絵本、時刻表の作成。市立図書館への点訳本の寄贈、県立盲学校及び心身障がい児通園施設マザーズホームへのさわる絵本の寄贈を行っています。		
活 動 日・時 間	毎月第1、第3金曜日 午前10時～12時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他	視覚障がい者情報ネットワーク「ないぶネット」に登録し、データ更新をしています。		
今 後 の 目 標	出前講座の受入をしていきたい。またパソコン点訳の充実を図りたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・市民ボランティア体験受入体制の充実（20年度までに2名増加）</li> <li>・小・中学校を対象とした出前講座の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市赤十字奉仕団		
設 立 年 月	昭和48年4月	会 員 数	450
活 動 内 容	市内15ヶ所に分団があり、分団員は地域援護グループなど地域に密着した活動をしています。また救急法や家庭看護法、幼児安全法などの講習会を実施しており、分団員が意欲的に参加して技術の習得に励んでいます。		
活 動 日・時 間	不定期		
活 動 場 所	船橋、津田沼献血ルーム、市内献血実施場所、老人ホーム		
そ の 他	防災訓練、交通安全運動の実施、福祉健康フェア、ふれあい冬まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	子育て支援の一環としてパパ・ママ講習の普及を図り、若い人に赤十字活動への理解を深めるように努力したいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・救急法の指導員を奉仕団の中から養成し、奉仕団員全員が救急法を熟知し、災害時に役立てられるようにしたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市手話サークル「みどりの会」		
設 立 年 月	昭和53年3月	会 員 数	98
活 動 内 容	常に市及び聴覚障害者福祉会とともにあり、手話を通し、聴覚障がい者への理解を広める活動を展開しています。定例会、研修会、交流会のほか、市社協、学校等主催の行事等にも協力しています。また、千葉県ろう重複障がい者施設をつくるためのカンパ等の活動も行っています。		
活 動 日・時 間	毎週水曜日 午後 7時～ 9時 木曜日 午前10時～12時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつり、市民夏まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	今後とも、時代に合った地道な活動を続けていきたいと考えています。他の障がい者団体とも手を携えて、交流し活動していきたいと思えます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・19年度には創立30周年行事を開催</li> <li>・小・中学校を対象とした出前講座の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・小・中学校、高校を対象とした出前講座の受入</li> </ul>	



団 体 名	明るい社会づくり鎌ヶ谷市推進委員会		
設 立 年 月	昭和51年11月	会 員 数	60
活 動 内 容	自らの生き方を正しく、社会を明るくという志を同じくし、社会の一隅を照らす人づくりを目指しています。 1)市内福祉施設奉仕(毎月) 2)環境保全の呼びかけ(廃油利用道路等の清掃) 3)明るい家庭づくり講習(月2回) 4)歳末たすけあい募金の実施、家庭教育講演会(年1回)		
活 動 日・時 間	不特定		
活 動 場 所	不特定		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	より豊かな文化を育み、調和と秩序ある平和な明るい社会をつくりたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(20年度までに70名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(22年度までに80名)</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市ボランティアサークルきんぎょ草の会		
設 立 年 月	平成3年4月	会 員 数	19
活 動 内 容	南部公民館横の土地に花壇をつくり花を育てています。咲いた花は皆さんに観賞していただいています。また、鎌ヶ谷市友愛ボランティアを通じて、高齢者に花束のプレゼントをしています。		
活 動 日・時 間	毎月第1、第3水曜日		
活 動 場 所	南部公民館		
そ の 他			
今 後 の 目 標	花づくりを通じて生活環境を豊かにしたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・市民ボランティア体験受入体制の充実(20年度までに3名増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	



団 体 名	鎌ヶ谷市おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」		
設 立 年 月	平成7年10月	会 員 数	12
活 動 内 容	子どもたちにおもちゃを通じて、自由に遊びふれあう場を提供しています。またおもちゃの貸出しや壊れたおもちゃの修理もしています。		
活 動 日・時 間	毎月第2、第4土曜日 午後1時～3時30分		
活 動 場 所	総合福祉保健センター4階 遊戯室		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	今後はおもちゃを通じ、お父さん・お母さんの楽しいおしゃべりの場としても活用して欲しい。障がいのある子たちに、もっと遊びに来て欲しいのでPRをしたいと思っています。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・利用者の増加を図るため広報活動の見直し</li> <li>・市民ボランティア体験受入体制の充実（20年度までに2名増加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強（22年度までに20名）</li> </ul>	

団 体 名	おたよりぶんぶん		
設 立 年 月	平成3年11月	会 員 数	38
活 動 内 容	特別養護老人ホーム慈祐苑に入居している方、約135名を対象に絵手紙を届けています。年2回6月と11月に慈祐苑を訪問し、暑中見舞と年賀状をつくり、親睦交流を図っています。		
活 動 日・時 間	毎月第3水曜日		
活 動 場 所	中央公民館		
そ の 他			
今 後 の 目 標	今後とも慈祐苑に入居している方の楽しみとなる絵手紙を届け、交流を深めたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強（20年度までに40名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市「ふみの会」		
設 立 年 月	昭和61年1月	会 員 数	25
活 動 内 容	毎月市内の80歳以上の独居高齢者の方に四季を通じてハガキを送っています。		
活 動 日・時 間	毎月第2木曜日		
活 動 場 所	鎌ヶ谷橋自治会館		
そ の 他			
今 後 の 目 標	今後も四季を感じてもらえるようなハガキを作成し、手紙の届く楽しみを届けたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動 ・会員の増強（22年度までに30名）	

団 体 名	「SUN・SUN・SUN Kamagaya」		
設 立 年 月	平成3年4月	会 員 数	30
活 動 内 容	知的に障がいのある方を対象に、月1回カラオケやボーリングなどのレクリエーション活動を行っています。		
活 動 日・時 間	毎月第4日曜日 午前		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他	福祉健康フェアに参加しています。		
今 後 の 目 標	市民に当団体をアピールして、地域の方のボランティアを増加させたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・ホームページを作成して会のアピールを図る（20年度までに作成）	・継続活動 ・会員の増強（22年度までに45名） ・利用者の増強	

団 体 名	保育サークル「コアラの会」		
設 立 年 月	昭和62年9月	会 員 数	17
活 動 内 容	子育て中のお母さんが、安心して講座や講演会に積極的に参加して学習できるように、保育のお手伝いをしています(ヤングママクッキング、幼児体操教室、市政モニター等)。		
活 動 日・時 間	毎月第3水曜日 午前10時～午後2時		
活 動 場 所	中央公民館		
そ の 他	福祉健康フェアに参加、10月にバザーを実施しています。		
今 後 の 目 標	市内全域を対象に今後も楽しい保育、安心、安全な保育を心掛けたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・手づくりおもちゃ、布の絵本等の作成</li> <li>・市民ボランティア体験受入体制の充実(20年度までに2名増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(22年度までに20名)</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市ボランティアサークルたんぽぽ		
設 立 年 月	昭和60年4月	会 員 数	17
活 動 内 容	市内の施設に入所または通所中の障がいのある方及び高齢者への奉仕を目的とした日用品(布製品)を製作しています。		
活 動 日・時 間	毎月第2、第4月曜日 午前10時～午後3時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他	福祉健康フェアに参加、10月にバザーを実施しています。		
今 後 の 目 標	製作した手づくり玩具の貸し出しも行っていますので、市内全域の子どもたちに手づくり玩具で遊べるようにしたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・市民ボランティア体験受入体制の充実(20年度までに2名増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(22年度までに30名)</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市ボランティアサークル麦の会		
設 立 年 月	平成8年9月	会 員 数	9
活 動 内 容	北部公民館の花壇にいつも綺麗な花を植えておき、花づくりを通じて会員の親睦を深め健康の増進を目指しています。咲いた花は鎌ヶ谷市友愛ボランティアを通じて、高齢者の方に花束にしてプレゼントしています。		
活 動 日・時 間	毎月第2、第4火曜日 午前9時～11時		
活 動 場 所	北部公民館		
そ の 他			
今 後 の 目 標	今後も地域に根ざした活動を継続していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・市民ボランティア体験受入体制の充実 （20年度までに2名増加）	・継続活動 ・会員の増強（22年度までに15名）	

団 体 名	やろう会		
設 立 年 月	平成10年11月	会 員 数	20
活 動 内 容	ボランティア活動を通して地域社会の福祉・環境に貢献しています。 1)施設を対象とした活動(7ヶ所) 2)既存のボランティアグループの支援 3)やろう会通信の発行		
活 動 日・時 間	不特定		
活 動 場 所	不特定		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	今後とも地域に根ざした活動を続けていきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・市民ボランティア体験受入体制の充実 （20年度までに2名増加） ・会員の増強（20年度までに30名）	・継続活動 ・活動範囲の再検討（福祉施設1ヶ所増）	

団 体 名	鎌ヶ谷市整理ボランティアコスモスの会		
設 立 年 月	平成13年4月	会 員 数	12
活 動 内 容	古切手・テレホンカードなどの収集・整理を行い、活動を通して心のふれあう地域社会をつくるための活動をしています。売り上げの一部を福祉団体(障がい者等を支援しているサークル等)への寄贈をしています。		
活 動 日・時 間	毎月第2月曜日 午前9時～12時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他			
今 後 の 目 標	現状を維持していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ～ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ～ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	鎌ヶ谷ハンドルの会		
設 立 年 月	平成13年4月	会 員 数	18
活 動 内 容	障がい者及び高齢者で公共交通機関の利用が困難な方の通院や講習時の送迎をしています。		
活 動 日・時 間	依頼内容による		
活 動 場 所	市内全域		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつり、市民夏まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	会員の増強を図り、送迎サービスの充実を図りたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ～ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ～ 2 2 年 度 )	
	・継続活動 ・会員の増強(20年度までに25名)	・継続活動 ・会員の増強(22年度までに30名)	

団 体 名	鎌ヶ谷こんぺいとう		
設 立 年 月	平成13年5月	会 員 数	20
活 動 内 容	障がい児・者の団体とともに余暇活動を豊かにすることを目的にNPO法人きららの支援をしています。小規模作業所おんりい1での支援活動も行っています。		
活 動 日・時 間	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時		
活 動 場 所	小規模作業所おんりい1		
そ の 他	毎月2回企画、イベント等のお手伝いをしています。		
今 後 の 目 標	現在の活動を継続し、他の団体への支援もしていきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	れんげ草の会		
設 立 年 月	平成元年4月	会 員 数	30
活 動 内 容	市内の道路や福祉施設に花を植え、育てています。心身障がい児通園施設マザーズホームの入園・卒園式には、花束をプレゼントしています。		
活 動 日・時 間	毎週第1日曜日 午前9時		
活 動 場 所	ユニオン通り、東部学習センター		
そ の 他	福祉健康フェア、まなびいフェスティバルに参加しています。		
今 後 の 目 標	今後も市内の道路や福祉施設に花を植え、活動を継続していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	絵手紙の会		
設 立 年 月	平成13年4月	会 員 数	15
活 動 内 容	高齢者・ひとり暮らしの方や施設に入居している方に季節感あふれるお便りを差し上げ、交流を図っています。		
活 動 日・時 間	毎月第3水曜日 午後2時～4時		
活 動 場 所	東部学習センター		
そ の 他	福祉健康フェア、ふれあい冬まつり、東部ふれあいまつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	自分たちも楽しみながら趣味を役立て活動していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・会員の増強（20年度までに20名）	・継続活動 ・会員の増強（22年度までに25名）	

団 体 名	鎌ヶ谷市更生保護女性会		
設 立 年 月	昭和61年3月	会 員 数	32
活 動 内 容	更生保護法人千葉県婦性会に対する援助活動、犯罪予防を基盤とする子育て支援活動、及び行政機関と諸団体と協力提携しての活動をしています。またそれに伴う研修会も行っています。		
活 動 日・時 間	役員会・定例会 毎月第3土曜日 午後1時～3時		
活 動 場 所	まなびいプラザ		
そ の 他	矯正施設訪問（八街少年院）、福祉健康フェアに参加しています。		
今 後 の 目 標	小学校のミニ集会に参加し、地域における子育て支援とのかかわり合いを持ち、犯罪予防活動を展開していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・会員の増強（20年度までに40名）	・継続活動	

団 体 名	東葛飾福祉会鎌ヶ谷支部		
設 立 年 月	平成14年8月	会 員 数	50
活 動 内 容	福祉施設及び地域社会の福祉増進を図っています。悲惨な交通事故をなくす活動(目配り、気配り、思いやり)。		
活 動 日・時 間	交通安全活動を週2回		
活 動 場 所	特別養護老人ホーム翔裕園(水・土曜日)・市内各小学校		
そ の 他			
今 後 の 目 標	今後も福祉施設及び地域社会の福祉増進を図り、悲惨な交通事故をなくす活動も継続していきたいと思えます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・推進隊未設置小学校区における設置の推進 (北部・南部・初富小学校の3ヶ所)</li> <li>・会員の増強 (20年度までに100名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	



団 体 名	鎌ヶ谷市レクリエーション協会		
設 立 年 月	平成6年6月	会 員 数	80
活 動 内 容	市内全域の小学生、障がい者、高齢者を対象に簡単なゲーム、多種のクラフト等を主催者の要望に合わせて展開しています。「自分たちが楽しくなければ、参加者にも楽しんでもらえない」を合い言葉に、どこでも笑いの絶えない事業を実施しています。		
活 動 日・時 間	不特定。会員に広報紙や市の広報で連絡しています。		
活 動 場 所	南部公民館、まなびいプラザ、鎌ヶ谷小学校、市民の森など		
そ の 他	福祉健康フェア、市民夏まつり、産業フェスティバルに参加しています。		
今 後 の 目 標	現在活動の中心的な会員は退職した男性、子育てを終えた主婦の方です。もっと多年層で展開することによって、種目の多様化を図り、より多くの参加者を受入たい。このため他団体との交流イベントを実施していきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・レクリエーションインストラクター養成講座開講</li> <li>・専門部会の発足、有資格者の増員、市内他団体との交流、近隣市団体との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	シニア・ピア・なごみ		
設 立 年 月	平成15年10月	会 員 数	24
活 動 内 容	市内全域を対象にして、我々元気なシニア(50歳以上)が同世代の高齢者の悩み、寂しさ、不安の相談や話し相手をする相互扶助の活動です。現在高齢者施設3ヶ所と個人宅7ヶ所を訪問し、傾聴ボランティア活動を行っています。		
活 動 日・時 間	定例会 毎月第4木曜日 施設訪問 毎週火・水・木曜日		
活 動 場 所	道野辺中央コミュニティセンター、慈祐苑、翔裕園、シルバーケア鎌ヶ谷、個人宅7ヶ所		
そ の 他	「傾聴ボランティア養成講座」の開催、福祉健康フェアに参加しています。		
今 後 の 目 標	地域の独居、昼間独居の高齢者宅への訪問回数を増やしていきたい。そのために地域住民の一般公募による「傾聴ボランティア養成講座」を開催し、傾聴の意義を理解してもらい、会員数の増強を図りたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強(20年度までに50名)</li> <li>・訪問先の開拓(民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ボランティア連絡協議会等との連携)</li> <li>・訪問先の増加 (20年度までに30ヶ所)</li> <li>・高齢者福祉施設の訪問先を2ヶ所増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・訪問先の増加 (22年度までに50ヶ所)</li> <li>・介護保険の対象になった時点でNP ○ 化を検討</li> <li>・高齢者福祉施設の訪問先を2ヶ所増やす</li> </ul>	



### 《ピアカウンセリング》

このピア(Peer)とは「仲間」という意味です。殺伐とした現代社会において、お互いが自由に話し合え、サポートし合える人とのつながりは、とても大切で、自然なかたちでのピアカウンセリングが行われています。ピアカウンセリングの良さは、グループ間で、自分の経験などを対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングで、仲間からサポートされていると感じ空間に居ることで、効果的に援助し合ったり、悩みの解決につながったりでき、お互い様という感覚がここにはあります。

団 体 名	鎌ヶ谷市要約筆記サークル「あいあい」		
設 立 年 月	平成16年6月	会 員 数	24
活 動 内 容	聴覚障がい者の方の福祉向上、社会参加のための情報保障、要約筆記技術向上のための学習と研鑽。「文字」(要約筆記)による情報保障。		
活 動 日・時 間	定例会 毎月第2水曜日 午前10時、第3木曜日 午後1時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室、4階 研修室		
そ の 他	個人的要請による情報保障をしています。		
今 後 の 目 標	千葉県要約筆記サークル連絡会に加入し、活動の質・量の充実拡大を図るとともに、当地域における活動を推進したいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動 ・会員の増強(20年度までに25名)	・継続活動 ・会員の増強(22年度までに27名)	

(援護グループ)

団 体 名	駅前つくも会		
設 立 年 月	昭和60年4月	会 員 数	25
活 動 内 容	年2回、七夕まつり(7月)、忘年会(12月)を中央地区社協事業として開催しています。70歳以上でひとり暮らしの方、地区社協、自治会会長、保健師、地区ふれあい員、他のつくも会の方を招き、会食、お話、体操、血圧測定、演芸(カラオケ、踊り)を行っています。		
今 後 の 目 標	今後も地域に根ざした活動をしていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	富岡むらさき会		
設 立 年 月	平成3年11月	会 員 数	16
活 動 内 容	地区のひとり暮らしの高齢者の方とのふれあい、交流を通じて見守り活動をしています。		
今 後 の 目 標	交流会、バス旅行などへの参加者を増やし、会員数も増やしたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	町組アシスタンスグループ		
設 立 年 月	平成3年9月	会 員 数	18
活 動 内 容	自治会及び老人クラブと年2回活動を実施しています。活動日には近所の農家から野菜の差し入れがあり、地域の方の協力で行っています。他の活動としては、公園の花植えや草とりなども行っています。また会員の親睦を図るため日帰り旅行等実施しています。		
今 後 の 目 標	他の地域の活動と重ならないように活動を計画していきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動 ・会員の増強	・継続活動	

団 体 名	南初富あゆみ会		
設 立 年 月	平成3年11月	会 員 数	20
活 動 内 容	地区の70歳以上の高齢者を対象にお花見、七夕のつどい、クリスマス会等を行い、親睦と交流を深めることを目的に活動を行っています。		
今 後 の 目 標	現状のままで、当分の間活動を行っていきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	竹 の こ 会		
設 立 年 月	平成4年7月	会 員 数	25
活 動 内 容	本会は地域の高齢者のよき話し相手として、また身近な相談相手となれるような活動をしています。		
今 後 の 目 標	高齢者の方を対象にした「おたのしみ会」にたくさん参加してもらえるように工夫したいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	



#### 《リハビリテーション》

最近では、リハビリテーションという言葉は、医学的領域ばかりでなく、一般的にも使われるようになりました。機能訓練（機能回復）というような意味でとらえられています。

しかし、リハビリテーション“rehabilitation”とはラテン語の“rehabilitare”が語源で、「再び（re）、人間らしい状態にする（habilitare）」というのが本来の意味です。つまり、人間としての権利や名誉の回復を意味する言葉なのです。

1982年国連障害者世界行動計画による定義

『リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセスである』

団 体 名	東武ボランティアの会		
設 立 年 月	昭和63年4月	会 員 数	13
活 動 内 容	この会は、子どもの急病や高齢者が困っているとき(独居、昼間独居)などに気がねなく助け合える人がいたらいいのに・・・そんな思いを持った仲間が集まって昭和63年に発足し、19年目にはいりました。中央東地区社協のミニリハビリの手伝い、夏祭りに参加、敬老祝賀会の手伝いをしています。訪問ハガキ、春、秋のお楽しみ会(友遊会)、これは普段あまり外出されない方をお誘いして手づくりの昼食、ゲーム、歌、手遊びなどを行っています。		
今 後 の 目 標	地域に根づいた地道な活動を続けていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	東武援護グループ(こだま)		
設 立 年 月	平成4年7月	会 員 数	17
活 動 内 容	71歳以上の方を対象に集会所での親睦会、屋外ではバス旅行、グラウンドゴルフなどを開催しています。親睦会の内容は市の保健師による健康体操、レクリエーション協会によるゲーム等、その他講演などを開催しています。		
今 後 の 目 標	現状どおりに地域の方をお招きして、私たちができることをやっていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	



団 体 名	南初富東あゆみ会		
設 立 年 月	平成3年11月	会 員 数	23
活 動 内 容	ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯の方を対象に地域で支え合い、孤立しないよう援護し行事参加を呼びかけています。新年会、お花見、バス研修、体育大会に対象者の方と一緒に参加し、年末にはクリスマスプレゼント、年賀状の送付等で親睦を深めています。		
今 後 の 目 標	よい地域社会をつくっていききたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	第一「わかば会」		
設 立 年 月	平成2年9月	会 員 数	47
活 動 内 容	年2回七夕会、クリスマス会にひとり暮らしの高齢者の方を招待しています。保健師による講演、健康相談、血圧測定等も一緒に行っています。また、月1回定例会を開催し、バザー、東部地区社協行事等の手伝いをしています。		
今 後 の 目 標	現在行っている事業の充実に努めていききたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	第二「わかば会」		
設 立 年 月	平成7年4月	会 員 数	16
活 動 内 容	年2回七夕会、クリスマス会にひとり暮らしの高齢者の方を招待しています。保健師による講演、健康相談、血圧測定等も一緒に行っています。また、月1回定例会を開催し、バザー、東部地区社協行事等の手伝いをしています。		
今 後 の 目 標	現在の活動を通して仲間との交流を深めていきしたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	新山あすなる会		
設 立 年 月	平成3年9月	会 員 数	51
活 動 内 容	年2回東部学習センターで、地域の70歳以上の方を対象に七夕祭り、ひな祭りを行っています。また会員相互の研修、及び親睦も図っています。		
今 後 の 目 標	福祉活動の中で老人クラブ、自治会等の役員の方と、どのような活動をしたらよいか話し合いをしていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	道野辺つくも会		
設 立 年 月	昭和63年4月	会 員 数	28
活 動 内 容	地域の高齢者との交流・親睦を図ることを目的として活動しています。		
今 後 の 目 標	今後も地域の高齢者との交流・親睦を図っていききたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	援護グループひかり会		
設 立 年 月	平成6年4月	会 員 数	27
活 動 内 容	東部地区社協主催のリハビリ教室の手伝いをしています。また、光の里自治会の行事（敬老会、納涼まつりなど）の手伝いをしています。		
今 後 の 目 標	地域の老人クラブへ積極的に加入の促進を図りたい。また、談話室の開設に努力していきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・会員増強	・継続活動	



団 体 名	援護グループすずらの会		
設 立 年 月	平成4年6月	会 員 数	17
活 動 内 容	くぬぎ山地区在住の70歳以上の高齢者及び65歳以上の軽度の疾病や障がいがある方を対象に親睦会(友だちづくり)を開いています。保健師による血圧測定、健康相談、ミニリハを兼ねた軽体操やゲームなどを行っています。		
今 後 の 目 標	今後は、短時間(2時間ぐらい)の手助け活動(片づけ、買い物、薬とり、散歩の付添など)を実施していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	梨 花 の 会		
設 立 年 月	平成5年4月	会 員 数	20
活 動 内 容	現在談話室事業(木刈橋公民館)も行っており、内容としては月1回ゲーム、会食、歌、体操などを行っています。		
今 後 の 目 標	これからも地域の方に談話室を知ってもらい、参加者を増やしたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	鎌ヶ谷橋ボランティアグループ コスモス		
設 立 年 月	平成3年5月	会 員 数	22
活 動 内 容	慈祐苑、みずほ銀行隣接地、遊水池の花壇づくり、草取りをしています。慈祐苑の夏祭り、花見、自治会の行事等に協力しています。		
今 後 の 目 標	細く、長く継続していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	馬込沢ボランティア		
設 立 年 月	平成元年4月	会 員 数	21
活 動 内 容	<p>慈祐苑にて1)から3)の活動を行っています。</p> <p>1)毎週月・木曜日 おむつたため</p> <p>2)毎月1回土曜日 おむつたため</p> <p>3)毎週月曜日 入居者の方と懇談</p> <p>また、年2回自治会内の高齢者(70歳以上)の方との懇親会を実施しています。</p>		
今 後 の 目 標	会員の増強を図りたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動 ・会員の増強	・継続活動	

団 体 名	愛国ヶ丘・受所つくも会		
設 立 年 月	昭和63年2月	会 員 数	35
活 動 内 容	<p>地域の高齢者の交流を通じて見守り活動をしています。誕生日月にお花のプレゼントをし、七夕祭り、年末プレゼント、新年会等で会員と高齢者の交流を行っています。暑中見舞い、年賀状の発送、会員同志の研修会も行っています。</p>		
今 後 の 目 標	今後とともに支え合い、楽しく住みよい地域づくりに参画したいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	グリーンハイツ憩いの庭		
設 立 年 月	平成5年8月	会 員 数	19
活 動 内 容	<p>3月のひなまつり、7月の七夕、10月の芋煮会、12月のクリスマス会の年4回ハイツ内の70歳以上の方に声をかけ、手づくりの食事及びハイキング等を行っています。また自治会、社協、慈祐苑とのふれあい活動も行っています。</p>		
今 後 の 目 標	男性の出席が少ないので、もっと男性に出席していただけるよう、内容の見直しをしていきたいと思っています。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	中沢ありのみ会		
設 立 年 月	平成9年4月	会 員 数	30
活 動 内 容	慈祐苑の行事及び日常作業のボランティアをしています。中沢地区の敬老会の手伝い、南部地区社協行事にも参加しています。		
今 後 の 目 標	会員の若返りを図り、事業の充実に努めたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	佐津間たんぽぽの会		
設 立 年 月	平成4年1月	会 員 数	23
活 動 内 容	高齢者を対象に訪問、食事に招待、花見、施設の掃除、切手集め、タオル集めなど地域密着を主として活動しています。一声運動にはじまり、高齢者と同じ目線で笑顔と元気、やさしさを持ち活動しています。		
今 後 の 目 標	若い会員を増やし活性化していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	ききょう明日花会		
設 立 年 月	平成3年3月	会 員 数	25
活 動 内 容	ひとり暮らしの高齢者の方が安心して暮らせる地域づくりと声かけ運動をしています。翔裕園にて洗濯物整理及び、会員の健康を考え健康食料理会を実施しています。不用の布を集めて雑巾づくりをして、北部小、栗野保育園などに寄贈しています。		
今 後 の 目 標	保育園と年2回程度交流会を持ち、また、老人ホームに訪問と除草作業を行っていききたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・会員の増強	・継続活動 ・会員の増強	

## 2 福祉施設

団 体 名	社会福祉法人 櫛山福祉会 ケアハウス 梨花苑		
設 立 年 月	平成9年10月	職 員 数	7
事 業 内 容	老人福祉法第20条の6に規定されるケアハウスです。60歳以上の独立して生活するには不安がある方、家族による援助を受けることが困難な方などが低額な料金で利用できる施設です。		
事 務 所	くぬぎ山4-8-22	電 話 番 号	047-383-5111
そ の 他	デイサービスセンターを併設しています。		
今 後 の 目 標	安心と心のゆとりある生活を応援していきたいと思えます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動	・継続活動	

### 《福祉施設》

社会福祉施設とは、社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う施設をいいます。なお、種別によっては福祉関係の通知・通達に基づいた施設も含まれます。

### 《高齢者福祉施設》

#### ◆特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)

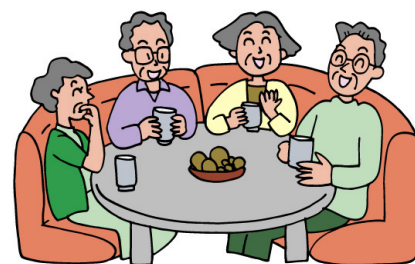
老人福祉法に規定される施設の種類です。65歳以上の人で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させて、養護することを目的とする施設です。

#### ◆養護老人ホーム

老人福祉法に規定される施設の種類です。65歳以上の人で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を入所させて、養護することを目的とする施設です。



団 体 名	社会福祉法人 慶美会 特別養護老人ホーム 慈祐苑		
設 立 年 月	平成元年8月	職 員 数	122
事 業 内 容	老人福祉法第20条の5に規定される特別養護老人ホームです。地域との関係、地域に根ざした運営を基本としています。 1) その人らしい生活を目指すサービス 2) ニーズに合わせて機能を組み合わせるサービス 3) 地域とつながるサービス 4) 地域のニーズに敏感できめこまやかに対応するサービス		
事 務 所	道野辺214-4	電 話 番 号	446-3300
そ の 他	短期入所サービス事業、デイサービスセンター、在宅介護支援センターを併設しています。		
今 後 の 目 標	人権の尊重、地域社会からの信頼、安全かつ快適な事業提供に努めていきたいと思えます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ジュニアボランティア体験学習の受入体制の充実 (20年度までに10名増加)</li> <li>・ボランティア受入人数の増加(50名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	



《高齢者福祉施設》

◆軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)  
 A型・B型は、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上(夫婦の場合はどちらかが60歳以上)の人。  
 なお、A型は月収おおむね35万円以下の方、B型はA型の要件を満たし、かつ、健康で自炊のできる人。  
 ケアハウスは、自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人。60歳以上(夫婦の場合はどちらかが60歳以上)。

◆老人保健施設(介護老人保健施設)  
 入所対象 原則として65歳以上の人で、病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション、看護、介護を中心とした医療ケアを必要とする人。

団 体 名	社会福祉法人 長寿の里 特別養護老人ホーム 鎌ヶ谷翔裕園		
設 立 年 月	平成11年4月	職 員 数	36
事 業 内 容	特別養護老人ホームを主たる事業に、各種事業を展開しています。業種柄、地域の高齢者福祉の向上、並びに微力ながら地域の皆様から親しまれ信頼される施設づくりに努力しています。		
事 務 所	初富848-10	電 話 番 号	498-5715
そ の 他	短期入所サービス、デイサービスセンター、在宅介護支援、居宅介護業務を展開しています。		
今 後 の 目 標	行政の支援とともに在宅介護支援センターの活用により、地域密着を骨子として、介護者教室等を開催し、活動を引き続き展開していきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・介護者教室開催の充実(回数、対象者、受入人数の見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ジュニアボランティア体験学習の受入体制の充実 (22年度までに10名増加)</li> </ul>	

団 体 名	医療法人社団木下会 介護老人保健施設 シルバーケア鎌ヶ谷		
設 立 年 月	平成12年2月	職 員 数	102
事 業 内 容	医療法人社団木下会を母体に医学的管理の下で入居者の方の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、支援していくことを目的とした鎌ヶ谷市唯一の介護老人保健施設です。		
事 務 所	初富125-1	電 話 番 号	441-2005
そ の 他	短期入所サービス、通所リハビリテーション、居宅支援事業を展開しています。		
今 後 の 目 標	年間延べ463名(平成16年度)のボランティアの受入をしましたが、今後も高齢者でボランティア活動を希望する方に対し、年齢・性別等関係なく迅速に幅広く受入できるようにしていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ボランティア受入人数の増加(50名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ジュニアボランティア体験学習の受入体制の充実 (22年度までに10名増加)</li> </ul>	

団 体 名	社会福祉法人 南台五光福祉協会 もくせい園		
設 立 年 月	昭和59年10月	職 員 数	43
事 業 内 容	本園は知的障がい者の社会的更生を目的として、支援・援助等の活動を行うため、市川・松戸・習志野・鎌ヶ谷・浦安の五市が広域行政の見地から共同して設立し、社会福祉法人南台五光福祉協会が運営する知的障がい者入所更生施設です。		
事 務 所	中沢311-1	電 話 番 号	443-3331
そ の 他	短期入所サービス事業を展開しています。		
今 後 の 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行へ積極的に取り組みたいと思います。</li> <li>・家庭での生活が困難な方たちの最終的受け皿であるセーフティーネットとしての施設サービスを提供したいと思います。</li> </ul>		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	



### 《知的障がい者福祉施設》

家庭で生活することが困難な18歳（必要により15歳）以上の知的障がい者の方は、通所または、入所により自活に必要な訓練や職業訓練などのサービスを利用できます。

#### ◆知的障がい者更生施設

知的障がい者の方を保護し、更生するために必要な支援や訓練などを行います。（入所施設と通所施設があります。）

#### ◆知的障がい者授産施設

就労することが難しい知的障がい者の方に対し必要な職業訓練などを行います。（入所施設と通所施設があります。）

### 3 福祉NPO法人

団 体 名	特定非営利活動法人 きらら		
設 立 年 月	平成11年4月	会 員 数	28
活 動 内 容	鎌ヶ谷市及びその近隣地域に在住する障がい児・者とその保護家庭に対し、居宅介護支援に関する事業を行い、障がい児・者福祉活動に寄与することを目的としています。放課後・土曜日・夏休みなどに小学生から高校生まで、一緒になっていろいろな体験や遊びを行っています。平成16年4月より小規模作業所おんりい1を運営しています。		
活 動 日 ・ 時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後 毎週月～金曜日 正午～午後5時</li> <li>・土曜日 毎月2回 午前9時～午後4時</li> <li>・長期休業中 月～金曜日 午前9時～午後5時</li> <li>・おんりい1 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時</li> </ul>		
事 務 所	中央2-17 鎌ヶ谷市教職員住宅1号棟 103・104	電 話 番 号	441-0098
そ の 他	市民夏まつり、福祉健康フェア等に参加しています。		
今 後 の 目 標	将来子どもたちは地域の中で生活し、生きていかなければなりません。これからも、どんどん地域の中に出かけていき、活動を知ってもらい、少しでも障がい児・者への理解が深まるよう努力していきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ボランティア受入体制の充実</li> <li>・他の団体との連携の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ネットワークづくり</li> </ul>	



#### 《NPO》

NPOとは、“Nonprofit Organization”の頭文字をとったもので、民間非営利組織と通常呼ばれています。

NPOは、株式会社など営利企業とは違って、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しない、非営利活動を行う非政府、民間の組織です。

平成7年の阪神大震災でNPOの活動が注目されたのをきっかけに、平成10年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されました。

NPOの活動内容は、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力など多種多様なものがあり、鎌ヶ谷市内にも多くのNPO団体が活躍しています。



団 体 名	特定非営利活動法人 鎌ヶ谷市たすけあいの会		
設 立 年 月	平成15年4月	会 員 数	100
活 動 内 容	高齢化が進み、家族が少なくなっていくなか、公的なサービスの充実だけを頼りにしないで、お互いが相互扶助の心と対等な立場で、いろいろなサービスの交流を行い助け合って生きていく地域社会を目指している市民団体です。		
活 動 日 ・ 時 間	依頼内容による		
事 務 所	初富本町2-12-19	電 話 番 号	444-6569
そ の 他	いも煮会、おしるこ大会や体操教室などを実施しています。		
今 後 の 目 標	介護予防事業として、家にひきこもりがちな方が外出したくなるような催しを持ちたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	・継続活動 ・介護予防事業の実施	・継続活動	

団 体 名	特定非営利活動法人 感声アイモ		
設 立 年 月	平成16年6月	会 員 数	24
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「声育」で心のコミュニケーションが実現すること、「指育」で能力が向上することを啓発・普及する活動。</li> <li>・知的障がい、発達障がい、身体障がい者・児の発語発声訓練や作画訓練を通じて人間としての成長を促進し、社会活躍・自立支援する活動。</li> <li>・高齢者の健康増進・機能回復・認知症も含めた介護予防をすすめる生きがいづくり・地域活躍を促進する活動。</li> <li>・上記活動のための指導員養成研修活動。</li> <li>・朗読や絵画指導により作品展示会や朗読公演を展開する活動。</li> </ul>		
活 動 日 ・ 時 間	毎月第1水曜日、第2・第4土曜日 まなびいプラザ 毎月第3水曜日 北中沢コミュニティセンター		
事 務 所	東中沢2-24-26 マロンドセブン中沢103	電 話 番 号	442-7737
そ の 他	北中沢コミュニティセンター祭りに参加しています。		
今 後 の 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県社会福祉協議会との共催・協働活動を進めながら千葉県下の社会福祉協議会での「健康ボイストレーニング感声」の普及活動をすすめたいと思います。</li> <li>・平成19年度に千葉県と「健康ボイストレーニング感声」の協働を実現し、千葉県下全域で高齢者の介護予防・予防医療の健全化に貢献したいと思います。</li> <li>・高齢者の生きがいづくりと児童生徒の健全育成・環境の保全及び再生を実現するため「環境・福祉・教育を一体的にとらえる」活動を進める地域の活性化「元気な千葉を」実現したいと思います。</li> </ul>		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ボイストレーナー感声の指導員養成</li> <li>・訓練で機能回復した障がい者による老人ホーム等各種施設への慰問活動</li> <li>・被災地域への激励・慰問活動</li> <li>・障がい者施設等への「発声訓練」活動</li> <li>・健康増進・機能回復・介護予防のために研修普及</li> <li>・発声による健康増進の医学的検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・感声の発声訓練による介護予防技術の 全国普及</li> <li>・「声育」「指育」による児童生徒の心と身 体の健全育成教育の普及</li> </ul>	

団 体 名	特定非営利活動法人 青空の会		
設 立 年 月	平成16年8月	会 員 数	50
活 動 内 容	特定非営利活動法人に認められる範囲で知的障がい者の居宅サービスからはじめましたが、将来的には障がい者全体の地域支援事業に広げるつもりです。福祉専門職を中心に立ち上げた法人ですので、その特色を生かしてあらゆる障がい者が、地域で安心して相談でき、日中活動の場を保障されながらいきいきと暮らせる小規模多機能型の地域の拠点づくりを目指しています。		
活 動 日 ・ 時 間	365日24時間		
事 務 所	東中沢4-4-8	電 話 番 号	442-4010
そ の 他	年1回講演会を開催し障がい者福祉の啓発活動、グループホーム体験入所事業を展開しています。		
今 後 の 目 標	鎌ヶ谷市及びその周辺地域に暮らす障がい者やその家族が身近に相談でき問題解決に向けて必要な情報を提供し、個別のニーズを明確化しケアプランを作成、地域に求められているサービスの提言を行い、障がい者の生活全般を支援していける事業所を目指しています。もちろん日中活動の場の保障のために必要な専門職の応援や市民ボランティアの協力も仰ぎたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ~ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ~ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム事業の継続</li> <li>・障がい者の総合相談事業、市からの事業受託を目指します (包括地域生活支援センター事業など)</li> <li>・地域での小規模作業所・通所授産施設の立ち上げを支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ボランティア受入体制の充実</li> </ul>	



団 体 名	特定非営利活動法人 四つ葉のクローバー		
設 立 年 月	平成17年2月	会 員 数	20
活 動 内 容	介護に関する相談、介護保険対象のデイサービス、保険外のデイサービス		
活 動 日・時 間	毎週月～土曜日		
事 務 所	東初富1-8-24	電 話 番 号	412-8011
そ の 他	近隣の保育園や小学校との交流活動をしています。		
今 後 の 目 標	閉じこもり予防と元気な高齢者の介護予防と居場所をつくりたい。また小規模多機能施設を立ち上げたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険対象外の方も含む介護予防、閉じこもり予防のデイサービス</li> <li>・ケアプランの作成</li> <li>・介護保険対象外のホームヘルパー派遣</li> <li>・「通える」「泊まれる」小規模多機能施設に向けての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	特定非営利活動法人 鎌ヶ谷にぎ愛広場		
設 立 年 月	平成17年3月	会 員 数	40
活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)社会福祉に関すること</li> <li>2)市民の文化交流に関すること</li> <li>3)市民の要望に関すること</li> <li>4)会報の発行</li> </ol>		
活 動 日・時 間	毎月第1・第2日曜日		
事 務 所	東中沢2-5-91	電 話 番 号	441-8858
そ の 他			
今 後 の 目 標	チャリティ、フリーマーケットの継続実施。また、町おこしや文化と福祉に関する事業を展開していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・新規事業立ち上げ (お楽しみ劇場、文化と福祉を考える会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	特定非営利活動法人 千葉精神保健福祉ネット フリースペース鎌ヶ谷工房		
設 立 年 月	平成16年10月	会 員 数	15
活 動 内 容	鎌ヶ谷市を主体に近隣市在住の精神障がいの方を対象に活動を行っています。		
活 動 日・時 間	毎週月・水・木・金曜日 午前10時～午後4時		
事 務 所	中央1-16-40	電 話 番 号	443-9701
そ の 他	福祉健康フェアに参加しています。		
今 後 の 目 標	小規模作業所としての基盤を確立し、地域の中に開かれた場所として、地域社会で共存することを目指していきたくと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	特定非営利活動法人 ニッポンアクティブライフクラブ（ナルク）東葛拠点		
設 立 年 月	平成15年5月	会 員 数	104
活 動 内 容	全国組織のNPO法人です。（全国に114拠点・千葉県に9拠点）50歳以上が正会員。犬の世話、草取り、送迎等「自分の出来ることを出来る時に出来るだけ行う」をモットーとした会員相互のボランティアが基本ですが、市の軽度生活支援サービス事業者としてなど、広く社会奉仕活動をしています。どんな活動も1時間1点の時間預託です。		
活 動 日・時 間	依頼者と希望日時を相談し、できるだけ希望に応じています。		
事 務 所	道野辺本町1-12-18	電 話 番 号	441-0227
そ の 他	ダンス教室、健康体操教室、ケーキづくり教室やレク活動も行っています。		
今 後 の 目 標	継続的な環境美化活動（江戸川や大津川の定期清掃活動）、軽度生活支援サービス事業の充実、また子育て支援も行っていきたいと思えます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・老人保健施設等支援活動	・継続活動 ・子育て支援活動の開始（20年度から） ・市の施設の指定管理者を受託する	

#### 4 当事者団体

団 体 名	鎌ヶ谷市手をつなぐ親の会		
設 立 年 月	昭和52年6月	会 員 数	100
活 動 内 容	市内在住の心身障がいの子どもを持つ親たちが集まり、子どもたちの将来の幸せと福祉の向上を目指し活動をしています。喫茶「とまと・はうす」の運営、小規模作業所「あゆみ」「のぞみ」を運営しています。		
活 動 日・時 間	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時		
活 動 場 所	喫茶「とまと・はうす」 総合福祉保健センター2階 小規模作業所「あゆみ」「のぞみ」		
そ の 他	福祉健康フェアに参加、10月にバザーを実施しています。		
今 後 の 目 標	地域生活支援ハウスの設立運営をしたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援の設立運営</li> <li>・一時緊急預かり</li> <li>・喫茶「とまと・はうす」の運営</li> <li>・小規模作業所「あゆみ」「のぞみ」の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市身体障がい者福祉会		
設 立 年 月	昭和34年4月	会 員 数	160
活 動 内 容	会員の引きこもりをなくすように春の歩行訓練、研修旅行、七夕の魚釣り大会や市民夏まつり、福祉健康フェア等の行事に参加して機能回復に努めるように働きかけています。		
活 動 日・時 間	毎月第2土曜日 午後1時30分～4時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他	他市の身体障がい者福祉会との交流を図っています。		
今 後 の 目 標	若い新入会員が少なく、高齢化が進んでいるように思われるので、若い人の入会を勧めていきたいと思っています。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・会員の増強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> </ul>	

団 体 名	鎌ヶ谷市聴覚障害者福祉会		
設 立 年 月	昭和53年3月	会 員 数	19
活 動 内 容	聴覚障がい者にとって『安心して暮らせる地域社会』を目指して手話サークル「みどりの会」とともに活動を行っています。		
活 動 日・時 間	毎週水曜日 午後 7時～ 9時 木曜日 午前10時～12時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター5階 団体活動室		
そ の 他	市民夏まつりに参加しています。		
今 後 の 目 標	今までと同様に聴覚障がい者に対する理解を市民の方に深めてもらえるよう活動を進めていきたい。また、市内に住む聴覚障がい者がもっと福祉会に加入し、ともに活動を進めて行けるよう呼び掛けも行っていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動	

団 体 名	鎌ヶ谷市精神障害者家族会「ききょうの会」		
設 立 年 月	平成15年3月	会 員 数	21世帯
活 動 内 容	精神障がい者の家族が集まり支え合いながら情報交換、医療法律制度等の勉強会をしています。また、精神科医療の進歩により適正な治療を継続していれば良くなる病気であることを世間に理解して欲しいと思ひます。		
活 動 日・時 間	毎週火・木曜日 午後1時～4時		
活 動 場 所	総合福祉保健センター		
そ の 他	他の精神障がい者団体と交流を図っています。		
今 後 の 目 標	社会的な偏見を避けるために閉じこもっている未加入の家族が多数あると思われるので呼び掛けながら、皆で力を合わせて、当事者である子どもたちが将来もこの町で安心して暮らせるように、環境（作業所・グループホーム等）を整えていきたいと思ひます。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・作業所、グループホーム等の整備	・継続活動	

団 体 名	鎌ヶ谷市肢体不自由児・者を育てる会「ポコ・ア・ポコ」		
設 立 年 月	平成10年10月	会 員 数	16世帯
活 動 内 容	年3回定例会を開催し、肢体不自由の子どもや家族がより良い生活を送るための情報収集・交換を行っています。また、子どもの介護などで困っていることなどを話し合っています。日頃は他市の養護学校や通所施設に通う子どもたちなので、休日には市内で活動できるよう、楽しめる行事(音楽療法、アートセラピー等)を企画しています。		
活 動 日 ・ 時 間	不定期		
活 動 場 所	社会福祉センター、総合福祉保健センター5階 作業訓練室など		
そ の 他	福祉健康フェアに参加。会員の養護学校在籍児の夏休み中に4～5回一時預かりを実施しています。		
今 後 の 目 標	地域の方にボランティアをお願いする方向で計画の予定です。また、地域の施設を多く利用したり、市主催の行事などに参加することで、子どもも、心身に負担をかけずに楽しめたり、地域の方に肢体不自由の子どもたちを理解していただけるよう活動していきたいと思えます。		
今 後 の 活 動	前 期 ( 平 成 1 8 年 度 ～ 2 0 年 度 )	後 期 ( 平 成 2 0 年 度 ～ 2 2 年 度 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・障がい児の子育て介護による母親の心身への負担を調査し、リフレッシュ行事等の企画を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続活動</li> <li>・ボランティア受入体制の充実</li> </ul>	





## 5 その他

団 体 名	社団法人 千葉県建築士会鎌ヶ谷支部福祉部		
設 立 年 月	平成16年10月	会 員 数	20
活 動 内 容	建築に関する啓発活動。平成6年から12年まで市の委託を受け在宅介護支援センターに住宅改造相談員を派遣していました。建築関連法規の市民向け講習会、耐震相談会における簡易耐震診断を支部活動として行っています。		
活 動 日・時 間	不定期		
活 動 場 所	不特定		
今 後 の 目 標	地震に対する備えとして職能を生かした耐震診断や高齢者、障がいのある方の在宅生活を支援する住環境整備の相談を行いたい。またケアマネージメントを行う人たちの研修会へ講師派遣を行っていきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動	・継続活動 ・会員の増強（22年度までに25名）	

団 体 名	地域福祉を考える会		
設 立 年 月	平成元年4月	会 員 数	11
活 動 内 容	月1回の学習会を開催し、年数回の公開学習会も開いています。今まで生涯学習奨励金を4回受け調査研究を行い、地域に情報発信を行ってきました。毎年福祉健康フェアに展示を行っています。高齢者体験用具を建築士会と協力して作成し寄贈しました。		
活 動 日・時 間	毎月第3木曜日 午前10時～12時		
活 動 場 所	東部学習センター		
今 後 の 目 標	鎌ヶ谷市内の福祉施設や高齢者サービスの見学会や福祉制度の学習会を一般市民に公開募集していきたい。調査研究したものを福祉健康フェアや近隣学習センターで展示し情報を発信していきたいと思います。		
今 後 の 活 動	前 期（平成18年度～20年度）	後 期（平成20年度～22年度）	
	・継続活動 ・福祉施設見学会の実施 ・情報発信（展示）	・継続活動 ・福祉制度の学習会を開催 ・会員の増強（22年度までに15名）	

# 資 料

- 1 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 2 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 3 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会作業部会員名簿

## 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 鎌ヶ谷市の地域福祉を推進していくための具体的な活動計画である、地域福祉活動計画の策定を目的とする。

(構成)

第2条 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)は、委員18名以内で組織し、次の各号に掲げるもののうちから鎌ヶ谷市社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 地区社会福祉協議会 2名
- (2) 自治会連合協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 保健医療機関
- (5) NPO法人
- (6) 障がい者団体
- (7) 老人クラブ連合会
- (8) 子ども会育成会
- (9) 手をつなぐ親の会
- (10) ボランティア連絡協議会
- (11) 校長会
- (12) 社会福祉協議会(理事)
- (13) 福祉団体
- (14) 福祉施設
- (15) 女性連合会
- (16) 保健福祉部職員
- (17) 学識経験者

(役員)

第3条 策定委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会の設置)

第6条 策定委員会を円滑に進めるために、策定委員会の中に作業部会を設置することができる。

(関係者の出席要求)

第7条 策定委員会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、鎌ヶ谷市社会福祉協議会に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、その都度、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月21日から施行する。

## 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職等	選出区分
野口 光行	南部地区社会福祉協議会会長	地区社会福祉協議会
三浦 弘	北部地区社会福祉協議会会長	地区社会福祉協議会
島岡 貞男	自治会連合協議会福祉委員長	自治会連合協議会
◎奥山 章子	民生委員児童委員協議会会長	民生委員児童委員協議会
高橋 英毅	医師会 救急・福祉担当理事	保健医療機関
松村 幸江	NPO法人きらら理事長	NPO法人
森 實	身体障がい者福社会(元)会長	障がい者団体
小林 数夫	老人クラブ連合会会長	老人クラブ連合会
○細井 和美	子ども会育成会連絡協議会会長	子ども会育成会
山崎 幸子	手をつなぐ親の会会計	手をつなぐ親の会
川崎 幸子	ボランティア連絡協議会会長	ボランティア連絡協議会
奈良 重則	道野辺小学校長	校長会
持田 辰彦	社会福祉協議会(元)理事	社会福祉協議会
関口 恵子	肢体不自由児・者を育てる会 「ポコ・ア・ポコ」会長	福祉団体
内田 重廣	特別養護老人ホーム 鎌ヶ谷翔裕園 事務長	福祉施設
渡辺 美津子	女性団体連合会会長	女性連合会
今村 隆一	市保健福祉部次長	保健福祉部職員
百瀬 愛子		学識経験者

◎委員長 ○副委員長

## 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画アドバイザー

(敬称略)

青森県立保健大学社会福祉学科教授	渡邊 洋一
------------------	-------

## 鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定委員会作業部会員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	備 考
関 晃太郎	市保健福祉部社会福祉課	行政関係者
古 澤 きり江	中央地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会活動推進員
佐 藤 文 子	中央東地区社会福祉協議会	〃
佐久間 真由美	東部地区社会福祉協議会	〃
橋 本 敏 子	西部地区社会福祉協議会	〃
小 林 苗 子	南部地区社会福祉協議会	〃
小 杉 さよ子	北部地区社会福祉協議会	〃
山 崎 久 雄	社会福祉協議会	事務局長
仲 正 晃	〃	事務局次長
高 橋 良 文	〃	地域福祉事業係長
青 木 涉	〃	地域福祉事業係
行 森 光 子	〃	ボランティアセンター活動推進員



社会福祉法人  
鎌ヶ谷市社会福祉協議会  
2006.4